

第六十一回 参議院建設委員会 會議録第十号

昭和四十四年四月十五日(火曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

四月十四日

辭任

松本 英一君

補欠選任

占部 秀男君

出席者は左のとおり。

委員長

岡 三郎君

理事

大森 久司君

山内 一郎君

沢田 政治君

委員

上田 稔君

小山邦太郎君

高橋文五郎君

塚田十一郎君

中津井 真君

林田悠紀夫君

柳田桃太郎君

米田 正文君

田中 一君

宮崎 正義君

高山 恒雄君

春日 正一君

國務大臣

建設大臣

坪川 信三君

政府委員

建設大臣官房長

建設省都市局長

建設省道路局長

建設省住宅局長

志村 清一君

竹内 藤男君

義輪健二郎君

大津留 温君

説明員

常任委員会専門員

中島 博君

参考人

建設省都市局都市高速道路公団監理官

角田 正経君

本日の會議に付した案件

○都市再開発法案(内閣提出)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(高速道路の通行料金等に関する件)

○委員長(岡三郎君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。昨十四日、松本英一君が委員を辭任され、その補欠として占部秀男君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) 前回に引き続き、都市再開発法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○春日正一君 この前都市再開発ありは都市計画の根幹になる総合開発計画の問題についてお聞きしたんですが、まあ都市再開発あるいは都市計画といふような町づくりですね。これは当然住民の福祉、そういうことを考えて、住民の発意といわゆる納得のもとに施行させるべきものだと、そこを主にしなきゃならぬというふうに考えますが、その点どうですか。

○國務大臣(坪川信三君) 春日委員の御指摘になりましたとおりでございます。この法の制定によって、地域住民の福祉という問題を十分与える

といひますか、当然福祉問題に、環境の整備、住宅の整備その他から通じて、地域住民の福祉に通ずる方針であることを期待いたし、当然の措置である、こう考えます。

○春日正一君 主観的に福祉に通ずるというのですけれども、それを受けるほうで、そういうものとして納得されなければがいが悪いし、そういう意味でやはり制度的にもそういう計画をつくる場合に、住民の意思が十分くみ上げられるという仕組みにならなきゃならぬことだと思うのですよ。ところがこの法案で見ますと、たとえば市街地であら相当多数を占めておる借家人あるいは間借人というふうなものは、計画から完全に今度も除外されたままですね、計画ができています。あるいはまあ三分の一の人たちは同意しないままでも計画ができてしまっている。しかも、できれば、それに拘束されて、法的執行権が行使されるというふうなことになる、これは大臣の言われる趣旨から見ても、一つの矛盾したことになるんじゃないかというふうに感じるのですがね。

○政府委員(竹内藤男君) この事業は、都市計画としてまず定めるわけでございます。都市計画の手続は、先生御承知のように、きめます際に住民及び権利者の案の縦覧をいたしまして、住民及び権利者の意見書の提出を認めております。しかもこの提出された意見書につきまして、都市計画中央審議会におきまして十分審査をする、そうしてその採否を決定する、こういう仕組みになっておること、先生御承知のとおりであります。さらに都市計画事業として行ないますので、組合結成の際にも行政庁の認可が要るわけでございます。その際におきまして、事業計画組合の定款というふうなものを縦覧いたしまして、借家人、その土地及び建物に権利を持っておられます者は、すべてこれに對しまして意見書の提出が認められる、

そうして認可権者の審査にかかると。認可権者は、不服申し立てと同じような手続によって、その採否を決定する、こういうふうな仕組みになっているわけでございます。それ以外にも、従来この席で申し上げておきますように、いろいろな点におきまして、関係権利者が意見を述べ、あるいは関係権利者の権利の保護について各種の規定を置いていくわけでございます。したがって十分われわれといたしましては、先生申されましたような権利者の意思が反映できるような措置をとっていく、こういうふうな考えておる次第であります。

○春日正一君 その点ですけれども、たとえば都市計画の決定をするという場合ですね、これはこの都道府県といひますか、自治体の議会さえも計画審議には参画できない。都道府県の計画審議会というのがある、知事が諮問されて認可決定する。そういうふうな形で、自治体ではそれがきめられたあとから非常に問題が起こる。私の党のところなんか、ときどき局長のところにも陳情紹介していただくのですけれども、きまったあとからそれを知って、これはたいへんだということでは反対運動が起こる、陳情が起こる、しかも、もうきまつてしまつちやどうにもならぬというふうなケースが、非常に多いわけです。そうしてその都市計画がきめられて、そのワクの中で、再開発計画がつくられて、それでまあ事業計画を認可して、権利変換計画を認可するという形で、段階を追って狭められていって、そうしてその場合、たとえば事業計画の問題についても、これはこの前の国会でこの法律成立していないのだから、この事業じゃないけれども、たとえば大利根の場合非常にたくさんの方が、何千通という異議の申し立てをしたけれども、これはもう都市計画できまつたことに對する異議の申し立てだから審議の対象

にならぬというような形ではねられてしまうというように、ワクをはめられていくんですね。だからその辺、計画を決定するときにもっと周知徹底させて意見を取り入れるというような措置が保障されていまして、そこできめられてしまうと、それはもう動かすことのできないものになって、そのワクの中で今度は再開発計画だと、こういうことになるわけですから、そういう意味で言えたとえ意見書を出すことができるというようになっている。縦覧させるということになっていきますけれども、これがきわめて形式的なものに終わって、一般の関係者がそのことについて事情を知って騒ぎ出すというのは、かなりあとになってからの問題ですね。だからそういう意味で言えれば、計画の決定もされて、民主的にやらなければならぬし、そういうものについての計画案というものは、個々の関係の住民に少なくとも官報で公表するというようなことじゃなくて、広報なり特別のそれに必要な文書でもって周知徹底させて、異議のある者は申し出なさいというふうなふうに規定をしておきませんと、これは必ずあとで問題が起る。そして何も知らぬうちにやられたという不満が出る。その辺の手当ではどうなんですか。

○政府委員(竹内藤男君) 従来の都市計画は、先生おっしゃいましたように縦覧の制度もございせんし、それから意見書提出の機会も法律上認めなかつたわけです。そこでまあ六月から施行になります新しい都市計画法で、十七条におきまして公衆の縦覧の規定と住民及び利害関係人が意見書を提出することを認めたわけです。今後六月以降に行なわれます都市計画は、すべてこの手続によつて行なわれるわけでございます。必ずそういうことが法律上きめられる。同時に先生おっしゃいましたように、単に形式的に官報等で載せてですね、あとはまあわからぬようにしてやつてしまふおそれがあるのじゃないかという点につきましては、私どもの指導方針といたしまして、十分まあ住民なりあるいは利害関係人にわかるような

方途をとることを、私どもといたしまして指導してまいりたいと思ひます。ただ手続的に段階がございまして、都市計画そのものにつきましましては、都市計画決定の段階においていろいろの方法をとつて、住民の意見を聞きながら決着をつける。そして次の事業決定の段階では、また意見書の提出を求めて事業計画を決定する。さらに権利変換計画の場合も関係者の意見書を提出して決定させる。手続的にやはりそういう段階を追っていくものですね。それから、そういう段階ごとにそういう機会を与えて処理していくという構成をやつぱりと考えざるを得ないのじゃないか、こういうふうな点を、十分気を付けてまいりたい、こういうふうな考えております。

○春日正一君 まあそういう説明があつても、私非常にひつかかるのは、これが全国総合開発計画、首都圏その他の整備計画、上位計画からずつとおろされていってきまして、そのワクの中ではめられていくという問題ですね、だからその辺のところが、どうしても計画が上から押しつけられてくるという懸念はぬぐい得ないところですね。

そこでその次に今度の法案では、去年の改正してですね、第三条に新しくまあ高度利用地区という概念がでてきていますのですけれども、これと容積地区との関係ですね、これはどういふふうな位置づけされていくのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 先生御承知の都市計画の地域地区、これはまあ用途地区と容積に関する地域地区がございまして、その中に高度利用地区を新しく一項目起こしまして追加するわけでございます。その要件をいたしましては、用途地域に指定されている市街地において、高度利用地区が指定できるというところをございまして、容積地区を施行しております。容積地区の指定をしてないところで、つまりまあ従来のように建築率と高さの形で建物の容積を規制するそういうような地区におきましても高度利用の指定が可能である。そしてまあ容積地区はいわば最高限を押え

る、それからいまの建築率、高さも最高限を押える。これはいわば最低限を押える。そういうワタ組みの中で高度利用地区を指定して最低を押える、こういう関係になります。

○春日正一君 そこで、この高度利用地区というのは、どういふところをどういふふうな指定していくという形になるわけですか。たとえば一つの行政が、たとえば東京の千代田区なら千代田区といふものはこれは高度利用地区だと、だからそこではその条件がなければ建築はできないというふうな広い指定をするのかどうか、あるいはどこかで再開発事業をやると、その再開発事業に該当する区画だけを高度利用地区として指定していくという形になるのか。

○政府委員(竹内藤男君) 高度利用地区の指定は、当然木造とかあるいは特別な公営企業の建物以外のものでございまして、最低限が規制されるわけでございます。その規制に従つて事業が行なわれない。事業といふものは必ずしも再開発事業だけではなくて、民間が自力で建築物を建てる。耐火建築物を建てるというのも含められる。そういうような広い意味の再開発の事業が行なわれる。

したがいまして、私どもの考えといたしましては、そういうような計画、そういう不燃建築に建てかえるような不燃建築に建てかえるような機運が熟成しているような地区について、この高度利用地区をかけるならば、いたずらに権利の規制に終わつてしまふというふうなことを考へるわけです。必ずしもこの再開発事業には限りませんけれども、広い意味の再開発事業の実現の可能性と、それから都市計画の必要性というものと両方考へて指定をしてまいりたい。したがいまして端的に申し上げますと、そういうような民間の建築を含めました広い意味の再開発事業を行なう可能性のある地区を中心といたしまして、高度利用地区の指定をしていく、こういうふうな考へていくわけでございます。

○春日正一君 そうすると、結局機が熟したとい

う非常に抽象的な言い方ですけれども、機が熟したところをぼつんぼつんと指定をしていくという形になって、広い面積にわたつて一律にこの区域、たとえばいま言った千代田区なら千代田区は高度利用地区といふようなかけ方をするんじゃないということなんですね。

○政府委員(竹内藤男君) この高度利用地区自体からは、そういう結論が必ずしも法律的に出てくるわけではございませんけれども、実際問題として、現在のところはたとえばよく言われますように環状六号線の内側を全部高度利用地区に指定してしまふという議論がございまして、それとまあ、そこまでは踏み切れない。やはり事業があとでフォローできるような、それはある程度長期になつたりすることはしようがないといたしまして、フォローできるような形でないければ、高度利用地区の指定はできないのじゃないかと思つていふんですが、そういう意味で、先ほど広い意味の再開発事業を中心とした地区について、段階的に指定をするというふうな現在考へておる。こういうふうな申し上げております。

○春日正一君 そうするとやはりぼつりぼつりと必要な計画というか条件の点などを指定してやつていくということになると、やはりあつちにも高度利用地区ができる、ここにも一画できるといふ形で、非常にちぐはぐのものになって、都市計画自体がやはりそういうものなのを追いかけていかなければならぬような、そういう矛盾が出てくるのじゃないかという気がするのですけれども、そういう辺はどうですか。

○政府委員(竹内藤男君) 確かに先生おっしゃいますように、都市計画の理想から言へば、地域地区と都市施設とそれから事業とこういうものは一べんに都市計画を決定しまして、そしてそれに基づいて具体的に規制する事業を進めていくというのが理想でございまして、まあ、非常に長い間規制だけに終わつてしまふというふうなところにつきましましては、やはりいきなりきびしい制限を伴います地域規制をかけていくというのは、

實際問題としてもできないこととございますし、また権利者に対する制限も強くなりますので、やはり要所と申しますか、ある程度まとまっていなければならないと思えますけれども、全面的にかけるというようなことを、いまのところ私どもとしては期待しているわけではないわけでございます。

○春日正一君　そうすると、結局まあ、この法律にあるこの立体換地方式の再開発というようなことになるれば、どうしてもそれは地価の高いところ、上にうんと上乗せして、そこから資金のたくさん生み出されるところというようなところに経済的に限られてくることになるわけですから、結局こういうものを民間資本にまかせるというやり方をとれば、都市づくりの観点から見ればこれは必要だということがやられないで、地価の低いところ、もうかるところ、そういう都合のいいところだけがやられていくようになるし、そういうところで再開発事業をやるのだから、組合つくるから高度利用地区にかけてくれというような形になってきますと、ほんとうの意味での都市問題の解決だということには役立たない、そういうおそれが出てくるんじゃないですか。

○政府委員(竹内藤男君)　必ずしもその商業業務地域みたいな地価の高いところだけをやっていくという考え方を持っているわけではございません。私どももいたしましては、むしろほんとうのビジネスセンターというようなところは、これは民間の建築で十分このような再開発事業によらなくても開発が進むのではないかと。したがって、私どもが考えておりますのは、いままで申し上げておりますように、主として小売り店舗がございいますような商店街を改造しようというような、あるいは幹線街路あるいは駅前広場を整備するために再開発をやる。と同時に、たとえば住宅地でございまして、低層木造の家屋があつて、そうしてかなり再開発に適するようなところにつきましては、これはまあ、広い意味で申しますと、都心及び副都心の周辺地区にならうと思ひ

ますが、そういうようなところにつきましては、住宅地の再開発というのをやってみよう、こういうふうな考え方をやってみよう、それ以外に前から申し上げておりますような、江東地区の防災拠点のようなところも再開発してやってみようというようなことでございまして、戦略的に地区の指定はやってみよう、こういうふうな考え方をやってみよう。

○春日正一君　そこで、問題なんです、それは、局長が都市計画の担当という立場で考えれば、戦略的重点からそれはやってみよう、これはことは当然だと思ふのですけれども、この間の参考人の意見を聞いたときにも、東京都の山田局長です、あの人は、自治体としてはまあ、予算その他の関係で公共施設のめんどうを見るので手一ぱいだと、だから、そういう開発は民間にやってみようというような公述をされているのですね。これはいまの自治体の予算の関係、そういうものから見て当然だと思ふのです。この東京都の予算で大規模な再開発をやるというても、財政的にそれは不可能です。自民党の都市再開発政策ですか、あれを見ても民間デベロッパーを大いに導入する、民間資本の導入ということをするというふうな言われているのですね。そうすると、結局特殊なところですね。そういうところは、公共団体がやるにしても、この再開発法によつて再開発を進めていく主要な主体になるものは、やっぱり民間資本、民間の事業としてやられていくということになると思ふのですね。そうなれば、当然そこにやはり参加組合員として参加するデベロッパーにしても、これはもうかるというところを当然前提としておる。それで何か新聞に出ておつた竹内局長とそのほうの関係の人の座談会でも、もうけはどうしてくれるということを率直に言っているのですね。だから、そういうことを見れば、営利の対象として、この都市再開発事業がやられる。それにまかせるということになれば、大企業が民間の大資本の食いものにされるという

ようなことにもなりかねないし、それからまた、そういう結果、もうかるところだけやる。もうからんとところは引き受けぬということに、商売ですから、なるわけですから、どうしてもつり合ひのとれた都市の再開発とか、改造というようなことにはなっていないということにならざるを得ないのじゃないか、この方式では。

○政府委員(竹内藤男君)　この間、参考人の御意見がございましたが、いま非常に民間の建てかえ事業が進んで、膨大な再開発需要と申しますか、そういうものがある。その中で、これをすべて公共事業の手でやっていくということは、実際の公共団体の実態からいって無理である。そこで、非常に大事な地点については、まあ公共団体がこれを進んでやってみよう、かなきゃならぬけれども、都市計画のワケ組みの中で、しかも、公共団体が十分監督をし、まあ代行規定というようなものも置きまして、組合というものをこれをやってみよう方式をひとつここで考えていくというのが私どもの考え方でございます。参加組合員というのは、要するに処分分を売る相手をあらかじめきめておこうということでございますから、そういうような方式で進まなければ、なかなか、非常に現にどんどん進んでおります無秩序な再開発と申しますか、そういうものに追いついていかないじゃないか。そういう意味で、民間の組合を事業主体にして、それが仕事ができるようにしたいというのがこの法律でございます。私も決して非常に大事なところを公共団体なり公団なりがやらないということをおし上げておるわけではございませんし、また、民間がやります場合に、都市計画というワケ組みの中で十分な監督をしてやらしていく。参加組合員につきましても、組合自体が規制できるような法制をとりたい、そういう点も、これによつて再開発をはかっている、こういうふうな考え方をやっております。

○春日正一君　この答弁では安心というわけにはいかんのですが、やはり局長は独占資本のどん欲さというのを過小に評価しておられる。

そこで、次に今度の法案の五条で、新たに住宅を上乗せするという手直しをいたしました。特に住宅不足の著しい地域について、住宅建設の目標を設定するということを義務づける。こうなっているのですけれども、特に住宅不足の著しい地域というのは、一体どういう地域を言うのかということですね。

○政府委員(竹内藤男君)　これはこの前大臣からお答えいたしましたように、通達で明らかにしたいと思つておりますが、私どもとしては、まずその再開発をいたそうとする都市なりあるいは都市の中の市街地なりが影響を持ちます都市圏の中で人口増加が、自然増加を上回るようなところ、いま端的に申しますと、過去五年間の全国平均の自然増加五割でございます。五割を上回るようなところまたは非住宅の居住、老朽、狭隘、過密住宅居住というような世帯が相当多いものですから、多いというようなところをある基準をもちまして住宅不足の著しい地域というような認定をいたしたい、こういうふうな考え方をやります。

○春日正一君　そうすると、たとえば東京なんかでは、全体として住宅不足が著しい、これは大阪とかそういう大都市圏はほとんどそうですけれども、そういうふうな全体として住宅不足が著しいから、その不足を補うためにこうしなければならぬ、そういう意味の住宅建設目標ではなくて、ある特定の地域、非常に限られた特定の地域で再開発事業をやるというときに、そこではその建築物に一定の住宅を上乗せしていかなければならぬというふうな非常に限定された意味でそれが使われる、というふうな理解していいのですか。

○政府委員(竹内藤男君)　ここで言っております住宅建設の目標というのはその再開発事業におきまして何戸建てるとかどのくらいの規模のものを乗せるかというのをいっているわけではございませんが、住宅不足の著しい地域のとらえ方といったしましては、当該地域だけが住宅不足が著しいというのじゃなくて、その影響の及ぼす生活圏の中で住宅不足が著しければ、そういう地域において再

開闢事業を行ないますときには、住宅建設の目標を都市計画としてきめていく、こういうふうに考えております。

○春日正一君 それで去年の法案では附則十二条で再開発事業の施行できる容積地区は「極要な業務地、商業地」というふうに規定しておいたのです。ところが今度の法案では附則二十条で再開発事業を施行できる「高度利用地区」というふうに規定しているけれども、そこには「極要な業務地、商業地」ということが落とされちゃっているのです。しかしいまの答弁をみると、住宅部分を上乗せということがきめられて狭い地域にそれが限定されるというふうな、運用というふうなことになる、やはり去年の附則にあった「極要な業務地、商業地」というふうなものはこれは落とされたけれども、なくなったのじゃなくて、むしろ再開発事業をやるのはことさらに書くまでもなく極要な業務地、商業地に主としてやられるのだ。だからそんなことをさら書くまでもないということと落とされたということですか、それともこの落とされたのは何か理由があるのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 去年の表現では「極要な業務地、商業地その他の市街地」ということになっておりました、私もどしては住宅地も含めて考えていたわけでございますが、やはり条文上「極要な」というのが上にくっついておりますので、繁華街しか再開発ができないのだというふうな解釈もあるいはされるおそれがあるというふうに、今回は用途地域を指定しております都市ならば、高度地域の指定してあります地域については、高度利用地区をかけることができる、法律上。そういうふうにはいたしたわけでございまして、考え方としては従来のように極要な市街地しか高度利用地区と申しますが、再開発ができないというのを広げまして、用途地域の中では高度利用地区を指定して再開発ができる。したがって、かなり建物が増えているというふうなところにつきましては、それが何都市の中心部に限りませんで、周辺部においても再開発ができ

る、こういうふうに考え方を改めて法律を出したようなわけでございます。

○春日正一君 そこで、住宅を上乗せするというふうにあれされておるのですけれども、再開発と住宅の関係で、たとえば、公営公団住宅の割合です、これは高層住宅の計画は今年度の予算では一万三千戸ですか、それから公庫の融資分、いわゆるマンションなんかは融資する分が一万四千戸というふうに今年度の数字はなっておりますね、四十四年度の予算は、すると、この中でさらに再開発法が成立して、それが動き出すということになれば、一体どのくらいな部分が住宅地の再開発というふうなものに向けられることが予定されているのですか。あるいは来年度以降に考えてみると、そういう公団なんかの再開発のための計画資金というふうなものは、どのくらい見込んでおりますか。

○政府委員(竹内藤男君) この法律ができておりませんので、まだ具体的な要求数字を持ち合わせていないわけでございますが、この前ちょっと申し上げました隅田川の白鬚橋のところに防災拠点をつくりたいということ、四十四年度は具体的な調査にかかると、その向かい側に南千住というところがございまして、そこに公団住宅を、公団によりまして再開発事業を私どもとしてはやりたいと思っております。面積で約五十ヘクタール、住宅八千戸ぐらいの規模のものを考えておりますが、これはまあ四十五年度の予算要求になると思っております。そういうことを具体的な計画として、いま計画を練っておる段階でございまして。

○春日正一君 そうすると、そのテンポでは、今年度の計画で予想されている六十年程度までの膨大な人口の都市集中というものは、とてもじゃないけれども、及びもつかぬ、それはほんの焼け石に水みたいなものにはしかならぬ、というふうに考えていいですか。

○政府委員(竹内藤男君) この法律が成立しまして再開発事業が行なわれまして、これによって東京、大阪のような非常に人口が急増いたしてお

ります地域の住宅対策をこれで当面まかなう、というふうな状況にはなっていないじゃないか。やはり周辺部の郊外の団地の開発なりあるいはニュータウンの開発なりが相当必要である、あるいは、ただ将来の布石といたしまして、あるいは現在におきまして、できる限り住宅をこちらに持ってくるという政策には役に立つと思っておりますけれども、これだけであるいはこれが相当大部分を占めて住宅不足の解決をするというふうなわけには、当面なかなかいかない、そういうふうに私は感じております。

○春日正一君 いま江東の防災開発の話、ちょっと局長言われたのですけれども、あれはやるのであれば東京都が施行者になるという形でやるわけですか、あるいは国が直接やるというふうな考え方をしておいでなんですか。

政府委員(竹内藤男君) 六カ所を一応考えておりますけれども、それを、全部をどこでやるかというの、まだ全部きまつておりませんけれども、大体東京都を施行主体というふうに考えておるわけですね。場合によりましては、あるいはその一部につきまして、公団が乗り出すなりあるいは公社が乗り出すなりというふうなことはあるかと思っております。まだはつきりきまつてはおりませんけれども、大体東京都が施行主体になるというふうなことを考えております。

○春日正一君 東京都がやるという場合、国としてどのくらいな援助をすることになるわけですか。

○政府委員(竹内藤男君) やり方はいろいろあるかと思っておりますけれども、いまのやり方では、まず、公共施設の負担金というものを公共団体である都が出しますときに国が補助をする、これは道路、広場あるいは公園といったものについて、そういうことが考えられる。それからもう一つは、防災街区並みの設計なりあるいはグリッドの一部分の費用の補助が考えられる。私どもとしては現在はそのようなことでございまして、将来はああいう地区をやります場合に、この事業がうま

くいきますように補助なり融資なりの手当てをもっと強力にやってみようと思っておりますが、現在のところは制度的に考えられておりますのは、そういう制度でございまして。

○春日正一君 江東の防災の問題は、地震がいつくるかわからないという未知数の非常に大きな危険を含んでいる。あの辺は改造しなければならぬ非常に乱雑な町の形になっておるわけですから、東京都としてももちろん積極的にやるだろうと思うのですけれども、国としても、この問題はやはり国のやるべき重要な仕事として強力に推進していくというようにしてほしいと思っております。

そこでその次に民間資本の導入の問題ですけれども、これは私は事実についてお聞きしますが、それで渋谷の道玄坂の恋文横町というところを含む三角地帯、あそこは四十二年七月に防災建築街区造成組合ができて区役所は総工費五十億円の再開発計画を立てているのですけれども、この地域の土地の所有者と借地人、借家人、これは百六名おるようですね。そのうちこの組合に、計画に賛成している人は、私どもの調べたところでは三十二名だということです。そうするとこの三十二名というふうな数で組合は設立することができるのかという問題です。

○政府委員(大津留温君) 渋谷道玄坂の防災街区造成組合でございまして、この組合の設立を認可いたしましたときの組合員数は三十二名、関係権利者の数はいま御指摘のように百六名でございまして、組合員でない方が七十四名でございまして、まあこの七十四名の組合員におなりにならない方が、この事業に反対なのか賛成なのか、これは組合員でないから、反対というふうには必ずしもなるのかどうか。私どもが組合員にならなかつた方の御意向をいろいろ伺ったところだと、その中にも事業には賛成だとおっしゃる方も実はおられるわけですね。私どもが伺った範囲では、その中で四十二名の方は賛成、賛意を表しておられる。反対の御意向の方は二十二名、残りの十名の方は態度を保留しておられるというふう

に伺っております。

○春日正一君 問題は、私の聞いているのは百六名のうち三十二名で防災街区の組合をつくった。その三十二名の組合でこの百六名を拘束するような計画が立てられるのかどうかということになります。

○政府委員(大津留温君) 現行の防災街区造成事業では、この組合というものは必ずしも施行者になるわけではございませんので、渋谷の場合におきましても、組合員である個人が単独あるいは共同で個々の防災建築物をお建てになるということになっております。

○春日正一君 それは話が違うのです。渋谷の区役所から出した資料を見ますと、大体こういう計画になっているのです。あの一画です。あの中は十九階建ての事務所をつくる。下から四階までが商店街、それからこちのほうには十六階ですか、その上に住宅八十戸ですか何戸か載せるというような形である街区全体をこういうものにつくってしまう、そういう計画ができて、これに詳細な予算とかそういうものまで出されているはずですね。だから、結局それがこういう法律はできていないし、防災街区建築組合というような形で百六名と三十二名ですから、いまの法律からいって定足数は不足なんですけれども、その人たを土台にしてこういう計画をつくって押しつけていくというように、そういうことが実際やられることが可能かどうかということですね。

○政府委員(大津留温君) 現行の防災街区造成法におきましては、この新たな今回御審議いただいております法案のようないまの強制力というものがございますから、いまお示しの計画というものが一つの構想というべきじゃなかろうか、それを第三者に強制していく力は、権限はございません。そういう構想にのっとって仕事を進めていきたいということ、それぞれの所有者なり借地権者の権利者の方が防災建築物をお建てになる、こういうことになっているわけでございます。

○春日正一君 こういうことになっているのです。第一期として去年建てた緑屋ビルですが、九階建てのを私見てきましたが、それからこれには二階三階に計画どおり遊歩道がついております。これが渋谷の駅のほうへずっとつながっている。だから渋谷へ降りる人はずっと入ってこれる。だから計画になっている。そういうものでも緑屋ビルにはちゃんとつながっている。そうしてそれに区として四十三年度で二千七百万、四十四年度三千八百万補助金を出しているわけですね。すると、この青写真、それからこの図面に基

づいてやはりきちっとそれをはめていき、なんでもかんでもそういう形にしてしまおうということが区の計画としてきめられて、そうしてそれができるところから進めていってしまおう。そうしてこれが反対している人たち、この人たちの意見とか何とかいふものは、取り入れようも何もしないという形で押しつけてくるということ、ここに現実が出てくるわけですね。私の聞いたところでは、区役所ではこの法律が通れば、それに切りかえたいという意向を持っているように聞いているのですけれども、そこでそういう形でやられる、それに対するいま言ったような補助金を一体国としてはどのくらい補助しているのですか。

○政府委員(大津留温君) 四十三年度の国の補助金は、この事業に対して四百八十七万九千円でございます。四十四年度はいまのところ予定をしております。

○春日正一君 そうすると、結局国で補助金を出してやはりそういうものをがむしやらにとかく押しつけていくということを現に進めておるわけですね。これはたいへんな問題だと思ふのです。さっき一番先に私が聞きまして、大臣も言われたように、住民の望みあるいは住民の納得というものに基づいて町づくりをしなきゃならぬときに、ここでは、先ほど言ったように、三十二人が組合をつくっておる。百六人のうち四十六人が三角地帯権利者の会、これは会員名簿もここにあり

ますけれども、それに入って、つまりこういう計画には反対しておる。その反対しているほうが三十二人より多いわけですね。事実言えばこういうことなんです。この三角地帯の中でこの青いところはこれは緑屋ビルはもうできてしまっている。だから問題ない。ここは長谷川ビルというものができてしまつて問題ない。残っているところ

で赤線の入ったところ全部反対ですね。こういう状態なんです。あそこに住んでおる人たちも、渋谷のあそこ、しかもあの現状でいいというふうには考えていない。しかしこの計画には非常に不安があった、不安があるということで反対しておるわけですね。それを納得させる手段をとらないで強引に計画を進めてしまおう。区も補助する、国も補助するということになれば、これは多数住民の意思を押しつぶしても計画どおりやつてしまふということ、そういう姿勢といえますか、そういうことになってしまふんじゃないか、その点どうですか。そういうことがいいと思つておられるのか、必要だと思つておられるのか。

○政府委員(大津留温君) この計画に賛成なさる方は反対の権利者の意思を押しつぶして工事をやる、そういうようなことはだいたいでき得ない性質のものでございます。こういうあの地区のように都市の非常に大事なところ、重要な場所、防災上も非常に重要な地点だと思ふので、あの地区に計画的に防災建築物ができることが非常に望ましい、好ましいことだと私も考えております。そこで、そういうことであれば総合的な計画のもとに皆さんが協力して防災建築物をお建ていただければこれにこしたことはないと思ふ。が、反対の方々の意思を押しつぶしてまでやるということ、現行法ではそういうことは期待もしておりませんし、できもしませんわけでございます。

○春日正一君 現行法ではそれが許されていないから、いま言ったように部分的にできるところはその計画に離れてもつくって、あとはその計画に乗せていくということで強引に何とか、計画

を押しつけるという態度をとっているわけですね。そこで問題になるのは、この再開発法が成立すれば、この地域には防災建築物造成法にかわつて都市再開発法が適用されるということになるのかどうか。

○政府委員(大津留温君) 新法ができて、防災建築物造成法に基づいて事業を行ない、かつ組合をつくつておきますものは、その組合が解散するまでは現行法つまり防災建築物造成法に基づいて存続することに相なります。

○春日正一君 そうすると、組合があればそれはそれでやるけれども法が通つて、それじゃ組合は一応解散して、実際仕事ができない組合だから解散して、新しくこの法に基づいて組合をつくるということになれば、五人の發起人があり、そして三分の二が賛成すれば、あとの三分の一の意思はどうあれ、ともかくこの法律は適用されると、そういうことになるわけですね、どうですか、そのところ。

○政府委員(大津留温君) 法律的にはそういうことも不可能ではないというふうに読めますけれども、すでに防災建築物造成法に基づいて補助金を出した事業につきましては、防災建築物造成法で最後までいくというふうな扱いをしたいというところで考えております。

○春日正一君 そうすると、この法ができて、あそここの地区はとにかく街区造成法でやっていくということ、あそこではいまのような形で皆が納得しないという状態になっておれば、あのままの状態ですつと統いつてしまつと、そういうことにならるわけですか。

○政府委員(大津留温君) なるだけ関係者の方に御賛同いただくようにいろいろ話し合いがせられておるうちに聞いておりますが、それが御賛同得られない場合におきましては、強制力がないという現行法で最後までいきますから、おっしゃるような結果にはなるかと思ひます。

○春日正一君 私なぜこの問題を取り上げたかと言いますと、非常に再開発法の問題点をはつきり

させる顯著なケースだと思ふから、こういう例を出しているわけです。百六名のうち現在三十二名が組合をつくって賛成しておる。四十六人は反対しておる。余りの人たちは様子見ているのです。表立って反対もしないけれども、どっちがいもんだらうかと様子を見ている。そうしますと、百六名の三分の二という何名になりますか、七十名くらいですね。そうすると、残りの人たちはぐっと引き入れてあと四十六名の中から若干そっちに動く人ができれば、もう組合はできてしまつて強制的な執行力を持つ、というような形になつてしまふのです。大体大ざつぱに言つて、三分の一、三分の一、三分の一と地元の人は説明しています。賛成が三分の一、反対が三分の一、あとの三分の一はどっちにしようかと考えておる。そういうときにその三分の一をこつちに動かしたら、反対の三分の一はどうにも主張のしようがなくなつて強制されてしまふ、というようなことになるわけです。だから、そういうような無理なところが非常にはつきり出ているわけじゃないですか。だから、ついでのことですけれども、去年のいまごろの国会ですね、あの国会で、私は三分の一の問題を、三分の一という数は非常に大事なんだと、わが国会の本会議でさえ三分の一が出席すれば成立するのだからということまで言つて、特殊な、局長の言う、どうしても動かぬパチンコ屋が一軒あったという特殊の場合はこれは別として、一般的に言つて三分の一というような数の人が反対しておるのを強制するというようなことをやるべきじゃないだろうし、たいへんな問題だということを言つたら、保利建設大臣は何も三分の二という数にこだわらなければいい。それはもっと多くてもかまわないんだというふうに言つておられたのですけれども、今度いろいろ手直しされて出てきた法律でも依然として三分の二というものに固執されている。この点の根拠、どうして三分の二というものを固執しなければならぬのか、そのくらい無理しなければできないものか、その点どうですか。

○政府委員(竹内藤男君) この法律で三分の二の同意を要するものは、組合設立の認可のときの権利者、ほかに組合ができましてから、組合の存立に重大な影響があると思われるような定款の変更その他につきましては三分の二の特別議決を要しておる。普通の場合、いろいろな法律がございまして、大体は過半数で事を決するということに重大なのは三分の二の多数決で決するということに法律の、何と申しますか、普通の考え方になつております。ほかの法制でも、たとえば区画整理の場合におきましてもそういうような法制があるわけでございます。したがうして、法律上はやはり特別議決なり特別多数決という意味で三分の二というものを使つております。実際にこれを行ないます場合に、三分の一が絶対反対ということであれば実際上はなかなか事業が行なえない。やはり少数者に対する、先ほど防災で例を引かれましたような説得というものが必要になつてくるかと思ひます。法律上は特別議決が三分の二ということになつておりますので、そのまま三分の二を使つたということでございます。

○春日正一君 この問題は、この前、沢田委員あるいは宮崎委員その他からも指摘されたのですけれども、やはり都市再開発というところによつて、生活そのものが脅かされるという深刻な利害関係を保持している問題ですね。そういう問題を三分の二が同意すれば組合ができて、そして全員に對してその組合の決定が拘束力を持つ、しかも法的な執行力さえ持つというふうなことになるれば、これは非常に重大な人権問題をつくり出すと思うのです。いま局長が言つたように三分の一が絶対反対と言つたらなかなかできるものじゃないというなら、初めからできずともないことを法律できめておいて、法律でできまふからやつてもいいんだというふうな態度をまねくというところは、これは立法するその立場としても無理があるんじゃないか。三分の一が反対してもできるんだけれども、しかし大事な問題だから五分の四の賛成でなければならぬとか、十分の九の賛成でなければならぬというようにしておくのが、みんなの権利を保護するためにはいいんだというのが本来の考え方でなければならぬのに実際は三分の一の反対すればできないけれども、しかし法律において三分の二と定めておこうというふうなことは、初めから無理な相談ですよ。そこをこの前、保利大臣はこたわらないと言われたから幾らか検討していただけたらと思つておつたのですけれども、依然としてそれに固執されている。

○政府委員(竹内藤男君) 法律上の力としては、やはり三分の二の同意があれば強制的に組合の結成ができるんだというようにしたい。実際問題としては、やはり相当説得しなければ事業の円滑な遂行はできないということを申し上げたわけでございます。

○春日正一君 この問題は、私具体的にそういうケースが起り得るということで渋谷の問題でよく聞きましたのですけれども、この渋谷の問題でも一つ大きな問題が含まれていゝるのですけれども、この計画ができるそのバックにあるものは、渋谷再開発促進協議会というものがあつて、これにはNHKと帝都高速度交通営団、京王帝都電鉄、小田急、東急、東急不動産、東急建設、東急百貨店それから西武百貨店というふうな一流のいわゆる大企業がずっと顔を並べておる。約五十九団体が参加してこの渋谷の再開発促進協議会というのをつくつておつて、しかもこの会の役員を見ても理事長五島昇、これは東急社長、常任理事磯沢七郎放送センター管理局長、あるいは京王帝都電の専務、西武の社長というふうな人たちがこの理事になつて、その人たちがバックになつて渋谷区域全体を再開発しようというものと大きな計画を進めておる。そういうものの一環として、いま言われたあそこ地域の三角地帯の再開発の計画が、こういう具体案になつて出てきておるわけですね。そこで問題になるのは、この約四十一億の予算でこれができて、それに対する資金計画というふうなものが出ておるけれども、借入金、保証金として三十二億五千万、貸貸しの敷金、こ

れが二億八千万というふうな、そういうものと、あとは補助金、こういつたようなもので一階から四階の半分を権利床として地主や借地権者や借家人に渡す、そしてあとは処分床として十九階建の事務所ビルとそれからこつちの住宅を乗せたビルとの処分によつてまかなうと、その権利金、保証金としていま言つたような予算を組んでおります。

ところで、ここで反対している人たちの不安になつてゐる点はどういうことかとすると、一体、一階から四階までの二分の一入れといつたつて、自分の店がどこへ入れられるのかわからぬ。だからあふなくて困るというふうな心配が一つあるし、かりに入つたところで、そこではたして営業をうまくやつていけるかどうか。この計算でいきますと、安いほうの案で見ても保証金が十坪について千九百八十二万円、高いほうの案でいくと二千五百二十七万円というふうな保証金と敷金を出さなければならぬ。それに店舗の造作、これが二百五十万かかる、そうすると、どうしても入るのに千九百八十万あるいは二千五百万というふうな膨大な経費がかかる。それに一月の維持費といひますかそういう経費として三十六万五千円、あるいは四十万、このくらいかかる。そのほかに借り入れ金の返済として一月三十三万三千円、このくらい返さなければならぬということになると、十坪の店舗でそれだけの金があげられるかどうかという不安があるわけですよ。だから根拠なしに何でもかんでも反対だじゃなくて、渋谷のあそこ現場ではいま実際裏へ回つて見ますとほとんどに木造の非常に古くなつた建物で、渋谷周辺にこんな建物があるかと思ふような状態になつておる。だからこれは住んでいる人たちが何とか改造しなければならぬのだけれども、この計画では不安で乗つていけないというところで反対しているんです。それを、こういう計画を三十二名の組合員でもうつくつてしまつてきめてしまつてど

慮もしないというような形で進められている。そうしてその人たちの心配しているのは、こういう形でかりに入るにしても、あるいは処分床を売るにしても、そんな高いところを利用できるというものはよほどの資力のあるあるいは営業その他の面で力のあるものでなければ借りられないから、結局何年か後には、このバックになっているような大きな会社にそっくり乗っ取られてしまうのじゃないか、という不安を持っています。だから、この不安というのは、事ほどさようにこういう計画がやられる場合には、よそにいろいろの対して十分な説得もし、あるいは納得できるように計画の修正をするというようなことをやらすに、がむしやに押しつけてしまふ。その最後には、さき言った開発促進協議会というような大資本の団体があるということになると、この都市再開発という事業が、私ども前から心配して指摘してきているように、大資本の食いものにされてしまふ。いいところをみんなとられてしまふ。中小の土地所有者の土地をまとめてそこに権利床とかんとかがあつても、上のほうの部分は大きな資本がごっそりとって好きなようにしてしまふというふうなことになるやせぬかという不安が、はつきり出てくるのです。だから、そういう意味で、こういう問題についてももっとあなた方が実際に即して研究して、住民の不安をなくするといふようなことをする必要があり、少なくともこの再開法というものは、そういうことに對するはつきりした保証がもっと明確に規定されなければ、いまだ大きなごまかしの規定でやられれば、一度法がきまつてしまふ、立案者の意図いかんにかかわらず、一人歩きするものですから、どうしてもそこら辺でもっと深くこれは練り直してみる、考え直してみようということが必要になつてくるのではないかと思うのですが、この点はどうですか。

不安というのが商店街あるいは中小企業の方に起こるということとは、私どもも当然だと思ひます。したがういふことは、この再開法が成立した後に、この再開法を行ないます場合には、各段階におきまして、行政庁の認可という項がございませうので、私もいさゝか心配して、認可の際に再開法される市街地の形態なりあるいはそれは都市計画の問題、それから事業をやります場合に、その事業計画の内容なりあるいは権利変換を行ないます場合に、実際に商売ができるような場所についての権利が与えられるかどうか、というように点を十分認可権者がチェックをして、そして認可をするように指導してまいらる。なお先生御承知のように、この法案には、幾つかのところに審査委員会を設けて権利評価等につきましては、十分審査できるようにいたしております。また最終的には、従前の権利の価値については取用委員会の裁決申請もできるようにいたしておりますので、そういうような形で地元の権利者が十分納得のいく形、あるいは不安を解消できるような形でこの仕事を進めていくように、認可権者の指導をやつてまいりたい、こういうふうに考えております。

○春日正一君 ですから、私はそういう指導をしていきたいか、運用でどうかといふことじやなくて、現に防災建築街区造成法ではできないことを、すでにああいう計画を立てて造成法という形の中でもがむしやにやろうとしているし、再開法ができたなら、それに移そうというふうな考え方も持つて、そして三分の二が賛成すればできるというふうな規定になつておるといふことになれば、そういうことができるのじやないか。私はその目の前にある事実を示して、こういうことになつていくから、法律というものはもっとそういう面できめこまかくきめておかなければならぬだらうといふことを言つてゐる。局長の善意で運用するとか、指導するとかいふ問題じやないと思うのですよ、その点を言つてゐるのです。

そこで、私、最後にこの住民の権利の問題ですが、これも、この法案を組合が執行する場合でも、都市計画事業の性格を持たせて、公共の事業といふことで、土地収用その他家屋の取りこわし、明け渡しなど、いろいろ強制執行の権限を与えておいて、この大きな資本が民間デベロッパーといふものが入つてきて、高層ビルを建てるといふふうな、そういうものには公共性があつて、そこに従来あつた木造の集団、こういうものには公共性があつた。だから大きなビルを建てるのだから、木造の集団といふのは強制的に立ちのこしてもいいというふうな考え方といふものは、どういふものなんですか、特にそれが民間の事業の場合。

○政府委員(竹内藤男君) その市街地の形が、やはり従前の木造の集団では、ここに条件が書いてあります。また、建築の利用の面からも効率的でないわけでございませう。そういう都市計画的な立場に立つて、そこに再開法を行なつて、共同建築をしていくといふこと、あるいは大きな建物を建てていくといふことは、公共性を加味しているわけではございませう。木造が公共性がないとか、あるいはそういう参加組合員が、入つてくるものについて公共性を認めるというふうなことではございませう。この市街地の形態をわれわれとしては、もつと能率的な快適なものに活用していきたい。そこに公共性がある、しかし、それだけではやはり問題がございませう。従前おられましたが、権利者の方あるいは関係人の方には、私どもとしては法律上いろいろな段階で、そういう人の権利が保護されるような措置をしていきた、法律上の措置もしていきたいし、行政上も指導してまいりたい、このように考えております。

○春日正一君 私が一番心配しているのは、いま局長の言われたようなその市街地を改造して、都市機能をよくするといふような意味での公共性、これは確かにあると思うのです。そういう公共性のある事業を国なり公共機関がやるというならば、これが筋は通つておるわけですが、それならば、これが筋は通つておるわけですが、民間にやらせる。特にその場合、営利を目的とする資本が入つてくるといふことを認める。つまり公共性のある仕事を営利の対象としてやらせることによつて、その営利団体に対して、公共団体の持つような公権力を与えるといふことになれば、これは営利会社ですから、当然営利を目的にしているのですから、その営利の目的のために公権力を行使するといふような、非常に重大な矛盾が出てくる、そこを私は言つてゐるわけです。

○政府委員(竹内藤男君) 先ほど申し上げましたように、そういう形で再開法することに公共性を認めているわけではございませう。問題は事業主体の問題、この事業は、要するにそこに権利者がおられる。その権利者の権利を新しく変えまして再開法の床にするといふことでございませう。この関係権利者が寄り集まつて組合をつくる、その組合も営利法人といふことではございませう。この法律に基づいて認められる、いわばこの法律に基づいて法人、一種の公法人的な性格を持つ、そういう組合がお互いの権利の変換を民主的な手続に従つて行なう。そういう機関に対しては、権利変換という強制処分を認めるということは、私どももいたしましては、決してその事業主体が民間の権利者からなる組合であるからといって、強制権は否定されるべきじやない。もちろん構成要件は厳重にしなければいけませんし、監督も十分させなければいけませんけれども、そこまでは認められたい。ところで、私どもとしては組合に對しまして権利変換処分といふことを行なう権利を認めても決しておかしいものではない、こういうふうに判断したわけではございませう。

○春日正一君 それはそういう理屈も一応立つてはすけれども、いまそういう公権力なしでもいゝゆる独占資本といふような大企業の企業の力といふものは非常に大きくて、そうしてそれを何とか価格の形成の問題にしても、公害の問題にしても、その他いろいろの問題にしても、大企業のそういう専横を抑えなければならぬといふことが、やはり有力な世論にいまなつてきておる。

そういう時期にそういうものに公権力を与えたらどうか、そこを私は非常に心配するんです。

その問題はそれでいて、百歩譲って局長の論で事を進めるとしても、やはりそこに住んでおった人たちが家屋を取り上げられて新しいそこに建築物ができるという場合、住宅にしても商店にしても、やはりそういう公共のためにやはりそうされるわけですから、当然そこを従来おった人たちは特別な新しい負担ですね、たとえば家賃なら家賃がいままでよりもうんと高くなるとか、あるいは店の営業のためにいろいろな権利金その他たくさん取られて、営業状態がいままでより悪くなるというふうな、そういう特別な負担もなしに、新しく建つ高層ビルに移転できるというふうな前提があれば、まだ一応筋は通ると思うのですよ、そういうことになっていないでしょうか。

○政府委員(竹内藤男君) 大企業が入るといふうに言われますけれども、これはまあ前からお話し申し上げておりますように、参加組合員として入るわけで、組合の構成メンバーは権利者でございます。それでそれは結局金融上の、財政上のある程度援助ができるような形で、参加組合員ということで認めたわけであります。したがって行政上の参加組合員として負担金というものを、行政上の公法上の滞納処分例に準じて、負担金を強制的に取られるという仕組みにしておるわけであります。

それから二番目の問題につきましては、従前借家人の方がおられて、この人が新しく借家権を与えられてその借家条件がどうなるのかという問題と関連するんですが、借家条件は裁定によってきめるわけで、それから施行になります場合のことでございますが、いずれの場合におきましても、従前の借家権価格というものは当然借家条件をきめます際に考慮する、つまり差引いて考えるべきでございます。つまり家賃の計算いろいろございまして、近傍類地の家賃から考えると、それから原価家賃という基準がございまして、それ

も、原価のインシャルコストの中から借家権の価格を差し引く。従前借家権を持っていたわけでございますからこれは当然と思っております。現に新橋等の市街地改造において、借家権の裁定におきましてもそういう方法をとりました。ただ従来おりました建物において、まあ近傍の家賃と申しますか、あるいは時価家賃と申しますか、そういうものよりも著しく低い家賃で入っていた方が新しく鉄筋の建物に入るわけでございますので、そういうふうな効用価値の上がつた分につきましては、当然これは高くなるというふうな考えられるわけでありまして、借家条件の裁定についてはそういうふうなことをして、借家人が不当な負担をこうむることのないようなことをしてまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでありまして、その点は政令案要旨にもお配り申し上げておりますけれども、政令におきまして明らかにしている、こういうふうな考えであります。

○春日正一君 そうするとこの法律では、家賃の決定権は組合が持つておると、そうしてその際の基準として、賃貸人が受けるべき正当な利潤を考慮して定めるといふのは、利潤まで考慮して定められておるといふふうなことになるわけですね。だからこれで見ればやはり家賃は組合が原価計算なり何なりに基づいて利益まで乗せてきめてくると、それを受けなければならぬということになるわけですね。そうすると一番問題になるのは、前からおる人ですね、そこに住んでおる人、その人たちが建てかえによって、それは新しい鉄筋に入ったからよくなったじゃないかと言われるけれども、鉄筋に入ったから商売が必ずしもよくなるというものでなし、鉄筋に入ったから必ずしも生活が快適になるとかというものでないわけですから、やはりそこに住んでおった者は、そこでいままでのように暮らしていきなさいということ、最低の条件として保証されなきゃならぬ。私らは、貧しい者を保証しろと言ったって、いままでよりよくなるようにしろと、それを何でもただで入れるとかそういうことを言っているわけ

ではないけれども、少なくともいままでより負担が多くなるとか、生活に圧迫感を感じるとか、そういう条件にならぬように入れると、そうしてあとと処分床のほうはこれは新しく入ったたり買ったりするのだから、それは新しい人たちの合意で決めていけばいいんだけれども、いままでそこに住んでおる人たちが、再開発のために生活環境なり居住を要えられなきゃならぬ人たちに、やはり新しい負担のないように入れるということを保証するようにならねばならないと、そういういろいろな保証があつても——この前からもこの問題はみんな委員がお聞きしているんですけれども——権利保証はするのです。権利の評価、借家権の評価、何の評価はするけれども、やはり新しいものに入ってくる場合にそれじゃ足りないというふうな問題も出てくる。それから増し床というふうな問題も出てきて、とても借り切れない、よそに移るといふふうなことになるわけですね、そうい

う者に対しては、いろいろ権利の保証はするけれども、しかしそれはあくまでも権利の保証であつて、生活保証になつていない、大きな財産を持っている人ならまあうちの二軒、二軒なくなつても生活に影響する問題じゃないからいいけれども、そこを根拠にして生活しておった人たちは、そこを移ったあつたままの条件では生活できなくなるわけですから、当然越えていく場合には、いままでと劣らぬ生活のできる程度の生活に対する保証、これは保証は補う意味の補償でなくて、保証する意味の保証というものが、きちんとやはりこういう公共事業をやっていく場合の概念としていま確立されていく必要があるんじゃないか、生活保証という概念がこういう場合にはっきり確立されて、どんな小さなところへ住んでそこで小さな営業をして暮らしている人たちでも、そこが公共の事業のために立ちのめられてよそにくるといふ場合に、少なくともその程度の営業なり生活なりが保証されるようなことが、きちっと確保されるようなことが、こういう事業をやっていく場合に確立されていまして、非常にたくさん

の犠牲者が出てくる。この点どうなんですか、そういうつもりじゃないんですか。

○政府委員(竹内藤男君) 私どももいたしまして、先生おっしゃるような気持ちで法案の立案に当たつたわけでございます。従前の権利に相当するものは当然与えられるわけでございますけれども、たとえば従前の権利の価値が少ないためにどうしても増し床をもらわなければならぬというふうな人に対しましては、施行主体が割賦払いを認めますとか、そのための資金の融通を施行主体に對していたしますとか、あるいは住宅金融公庫の特別融資を考えるとかがいふことは、前にも御答弁申し上げたとおりでございます。それから借家人の方につきましては、新しい借家権を与えるだけじゃなくて借家条件の裁定なり何なりの際に、先ほども申し上げましたように、従前の借家権価格を差引くというふうな方法によりまして、あるいはその他の方法によりまして、家賃ができる限り安く入れるような措置を講じていく。さらにどうしても床に入らなくて立ちのめをしながらならないという人に対しては、公営住宅の優先入居あるいは住宅金融公庫の特別貸付けというふうなものは私どもとしてやっています。そのことは公営住宅法の解釈からも当然出てくるということも、前に御答弁申し上げたとおりです。

さらに保証の問題でございますが、借家権に対する保証は当然でございますが、それ以外に不動産移転料その他のほかにか家賃差額の補償、あるいは営業補償、移転雑費というふうなものは補償として見てまいりたいと、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○春日正一君 そういう最大限のことをやっても、やはり実際問題としてはそういう補償ではどうにもならぬで非常に困難する人がたくさん出てくるというところは避けられないと思ふんです。だからこの点は大臣、これから建設省としても再開発事業を進めるに際し、高速道路その他いろいろな公共事業をやつて、そのつど立ちのめの問題と

かなんとかといういろいろな問題が起こってくるわけですね。そういうときに、いつでも出てきてどうにもならぬ問題というのは、そういう小さな権利者ですね。私、南千住のとうふ屋さんの話をよくするんですが、十坪の店であつた屋敷をやつていたと、とうふ屋をやつていけば一家が食つていけるのですよ。それが道路で立ちのきだつたところ、ところが土地を借りておつたものだから、三百七十万の補償金のうちの七十万しかもらへなかつた。七十万円でいまの世の中で出て行けといつたつてどうするんだと、家も買えない、しかもそこを立ちのいたらとうふ屋は成り立たないといふような形で、いわゆる権利の保証とかなんとかといふことは正當にやつていられるんだけれども、それだけでは、そこを動かすといふこと、そのことによってどうにもならぬような零細な弱い人たちがたくさんいる。そういうものに対してはつきり、公共事業に伴うそういう移動とかなんとかといふような条件の場合には、生活を保証するといふような概念ですね、そういうものを、つきり法の中に導入して保証させるといふことが必要なんじゃないだろうか。

それで、ついでです。おきまつておきまつてくれども、この渋谷の問題でも、この人たちはけつこう商売をやつていられる人たちは、こんな状態じゃ困るんだと、だからこゝは改造する必要があるんだけれど、こういう区役所から出された書類とかなんとか計算してみると、どうもこの計画では自分が入つてからもどるかどうかわからぬ、というよう不安があつて賛成しないといふことになつていふ。これだつて再開発法で強行されていけば、結局そこで入り切れないから出ていくといふような事態さえ起こるんですね。だからこういういまのようなトラブルが起こらぬために、いままでいる人たちの既得の権利といふものは十分に保証するんだと、あるいは零細なもので入れなくて出て行く場合にも生活はきちんとして保証するんだといふようなものが確立されれば、まだこの仕事をやつていく上で住民の犠牲といふものは少なくないし、それだけトラブルも少なくなるんだらうと思ふんです。ところが、そういう点を、つきり確立しないで、実際には局長がいろいろ言つていられる措置をとつてみたところで、そこから漏れてくる皆さんの犠牲者といふものは当然予想されるのに、その措置がされていらないといふようなことで、これからこの大事業がほんとうに円滑に進められるかどうか。そういう点で大臣から生活保証といふ問題についてはつきりお考えをお聞きして、私これで質問終わります。

○国務大臣(坪川信三君) こうした大きな仕事をいたさせていただく場合におけるところのとうとい犠牲といふんです、小さないろいろな犠牲でありまして、それまでも至るまでの段階において十分理解と納得と、そして小さい多くの犠牲を出していただく側の立場になつて配慮もいたしたい。こういう基本方針のもとにおいて、先ほど局長から細部にわたつての考え方を申し上げましたとおり、私の配慮を私はいたしまして、そして理解と納得と話し合ひの場を持ち続けて、そして十分その間に立つて、いま申し上げました考えを踏まえながら指導と、また御協力をお願いして、そしてその犠牲になつた場合におけるところの配慮といたしましては、いま具体的に申し上げました考え方によつて十分これらのとうとい犠牲になつた方には、配慮をいたす決意でございます。

○委員長(岡三郎君) ちょっと局長に聞きますが、その場合の生活保証的な面で、営業権といふものはどこかに書いてあります、商売上における営業補償。

○政府委員(竹内藤男君) その一般的な補償基準といふのは、公共事業につきましてございまして、それに基づいて営業補償、つまり営業休止の場合、営業廃止の場合、両方ございまして。営業休止補償なり営業廃止補償はいたします。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○委員長(岡三郎君) 次に、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、高速道路通行の料金に関する件について調査を行ないます。

まず、本件について首都高速道路公団から報告を求めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○委員(有田毅君) 業務担当の有田理事でございます。当公団の運営につきましては、諸先生方から平素格別の御高配をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげをもちまして、ただいま営業キロ六十一キロ程度です。通行台数も最近におきましては、日々横浜分とも合わせまして二十四、五万台という非常に多量の利用台数でございます。

ただいま委員長から御指摘の件でございますが、かような非常に多量の通行車両がございまして、その料金徴収につきましては、私ども公団の者といたしましては、平素よりこの非常な確実性につきまして心を砕いておる次第でございます。いやしくもかような通行料の収受につきまして、不確実なこと等々ございすれば、まことに申しわけないことでございまして、われわれといたしましては、万全の措置をとりたいと存じておる次第でございます。

ただいまは、全線六十一キロと申しましたが、この徴収の仕組みを御参考までに申し上げますと、地区といたしましては、都内線がございまして、この地区におきましては、徴収の体系といたしましては、公団職員の直営部門の徴収所が八カ所ございまして、それからあとの徴収につきましては二十カ所がございまして、これを三つの民間会社、この徴収事務を委託しておる次第でございます。それから神奈川県の羽横線につきましては、同じく一つの民間会社、この徴収を委託いたしておりまして、徴収所が神奈川県におきましては九カ所ございまして、合計いたしまして三十七カ所におきまして、日々の料金の収受をいたしておる次第でございます。

最初に、直営部門について申し上げますと、私どもの中央管理局と申す現業の事務所がございまして、この近傍の八カ所の徴収所におきまして、定められました勤務形態によりまして、それぞれ中央管理局に戻つてまいりましたものは、この金額を確認いたしまして、監督員のもとに的確にこれを、来ております銀行に手渡しするといふこういう仕組みでございます。それから、あとの三つの委託会社につきましては、おのおの仕組みは同一でございますが、それぞれの会社の受け持ちの徴収所から統一的に集まつてまいります計算所というのを持つておる次第でございます。そこにおきまして、それぞれの会社のまた監督員が、われわれの直営とは同じ仕組みによりまして、この収受を確実に期しておる次第でございます。公団といたしましては、直営部門につきましては、もちろんこの職員の指導監督を厳にいたしまして、そのような料金徴収の事務の円滑、的確を常に指導いたしております。と同時に、委託会社に対しましては、これを信頼関係と申しますか、かような的確なことをぜひお願いするといふ、ほぼ信頼関係を主としていたしてお願ひしております。これの実際につきましても、ほとんど間然するところがないと思つておる次第でございます。

以上が料金徴収の方法の概略及び仕組み、及びその心持ちでございますが、他方におきましてやはり御指摘のまゝ不確実なこと等が、先般の新聞記事等にあつたようなことがございまして、

に、これを制度的にいたしたいというふうに考えまして、その一つの対策としていたしましては、委託部門の徴収所につきましては、ある程度ある個数の、車両感知器と申ししておりますが、車両の計算機を備え付けてございます。車両が通行いたしましたときに電気式に、自動的にこれが数量が出る仕組みでございます。この方法によりまして、ある程度客観的に通行車両の台数を担保したい、こういう考えでございます。それと同時に、常に会社側に対して、この徴収員の指導監督につきまして、日々いろいろな面、公私の面で、つとめて十分な監督指導するように要請いたしております。以上のような仕組みでもってこの徴収の業務を日々実行いたしております次第でございます。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(岡三郎君) 速記を始めて。

○参考人(有田毅君) 今月の下旬にかようなことがあったという新聞記事でございますので、私もといたしましては、ただいま申し上げましたような平素の観点からいたしまして、かようなことがあつてはまことに困ることもありますので、直ちに当該関係者、責任者を呼びまして、これの実際はどうであるかということ調査いたしました次第でございます。その最高責任者の公団に対して、まあ御理解いただけるかとも思いますが、あのような狭い徴収所におきまして、平素思わぬ業務に従事いたしております関係で、多少疲勞もいたしております。感情も、少し感情的になつて高ぶつておつた様子だということでございます。そのときにある車両、車で乗りつけて来ましたが、あの記事にありましたとおりのものであります。百円でまあ通行しようとした、足りないわけでございますので、それを請求いたしましたわけでございます。それで何かそのあと多少余分なことを言つたようでございまして、これはその最高責任者から聞きますと、これはまあ非常に軽い気持ちでそう申したのだ、こういうことでございまして、これを総合いたしました。かような事実は、平素はそういうことは全然ない、こういうことであります。私も、かような料金収受につきましても、不正確な措置につきましては、ないものと信じておる次第でございます。

○委員長(岡三郎君) これに対して、建設省のほうとして監督をしておる立場から、事実調査について述べたいと思つております。

○説明員(角田正経君) お答えいたします。ただいま公団の担当理事から御答弁申し上げたとおりでございます。新聞の記事に出ました件につきまして、前日に公団に連絡があつたようでございます。その日に公団におきまして直ちに現場等につきましていろいろ調査をいたしました。それでございまして、いま御答弁申し上げましたように、事実関係につきましては、一応公団で調査いたしました範囲内においてはなかつたということでございます。ただこのような事態が起こりますと、公団に対しましては一応のそれぞれの料金所にトラフィックカウンターという機械がございます。それを備えつけましてあるわけでございます。その機械によりまして、そこを通過いたしました車の台数というのが明確になるようになっております。それと料金委託業者から今度は公団の監督者が立ち会つて受け取るわけでございますが、その受け取ります際に機械で記録いたしております。台数、これは公団の監督者が持つておりまして、かぎは公団の監督者が持つておりまして、それで調べるわけでございますが、それとその収入金の通行台数というものを現実にチェックさせまして、非常に誤差があるような場合には、その誤差を一々確認をいたしまして理由を確認いたしました。その理由がはつきりいたしますまでその追及をするというふうなことをさせていただきます。でございます。しかし、何ぶんにも機械でございますので、機械のほうにもときに誤差が出る場合がございます。そこでなおこのような誤差を詰め

ますために、さらに各料金所に、今度はいまま印刷いたしました切符を渡しまして、それで料金を、金を受け取つてそれを渡すということをさせていただきます。というものを、印刷をいたしませんで、レジスターというものを置きまして、通行車が、車が参りますたびに一台一台それを打ちまして、それを渡すというふうなことにいたします。それが、どの人間が何台の車の配置に対してどのような料金収受を行なつたかというところまで実はチェックできるようなことになっておるわけでございます。そういうことと、どのだれの場合にどのだけの誤差が出たかということがはつきりいたしますので、そういうことを四十五年度から徐々に各料金所にだんだん普及をさせまして、両面からチェックをさせるというふうなことにさせていただきます。というふうなことを考えているわけでございます。

○委員長(岡三郎君) 本件に質疑のある方は、順次御発言を願います。

○沢田政治君 四月九日の朝日新聞だったと思いますが、私もこの記事を見てですね、やはりうわさがほんとうであつたのだなあと、こういう印象を深めたわけです。めつたに新聞記事を切り抜かないほうですが、思つておつたことが、ついに表面に出たかと、こういう印象を受けたわけです。私も松濤町におきまして、わずかに五分の区間でありまして、ときどき利用するわけです。これは高いなという印象を受けます。五、六分で百五十円、往復で三百円取られるから思つておるわけですね。高いと思つて乗つておつて、車の中でタクシーの運転手さんにはやくと、やはり夜だったからうまい方法があるぞという運転手さんがおるわけですね。くやしい気持ちで、そういうことを私もうわさとしては聞いておりました。しかし、よも

やそういうことはあるまいと半ば疑いつつ半ば信じつたわけですが、朝日新聞のこの記事に出たから、ああやはりこのうわさがほんとうであつたのだ、こういう印象を受けたわけです。そこで公団の有田理事さんとそれから建設省のほうで事実がなかつたかと言つても、どういふ調査をして事実がなかつたか、これは何といひますか。水かけ論のようですが、どういふ調査をしたのか、これははつきり出しておるのじやありませんか。七日の夕刻官庁街の高速道路入り口ということになるとどこであるかといふことは、おおよそ想定がつく、その当時勤務をしておつたのはだれとだれであるかといふこともこれは想定がつくわけですね。私はこの種のみみっちい汚職が行なわれておりますけれども、これは窃盗だと思つておるわけですね。こういうのは一人ないし三人くらい勤務しておりますわね。一人だけではこういう犯罪はできないです。やはり三人なら三人、その会社の特定の者、もう相当共謀しなければ、一人だけではこれはばれませんわね。これはだから私は考えようによつては不心得な者が一人くらいできんて間違つたことを犯したのではなくて、相当委託会社で慢性的にこういうことが行なわれておつたという一つの裏づけになるんじゃないかと思つたのです。その場合皆さんのほうで、公団なり建設省のほうは調査をして三人を呼んで、こういう事実があつたようだがどうだと言つたら、三人で共謀しておる以上は三人ともこれはノーと言いますよね。その三人がノーと言つたから事実無根だといふ証拠にはならぬと思つた。やはり相当会社全体がそういうように慢性的に悪の意識がなくならない限り、可能性が多量にあるんじゃないかと、こういうふうに考えられるわけです。これはどういふ調査をしましたか、そして確信を持ちましたか。

○参考人(有田毅君) 何ぶんにも非常に数の多い徴収員でございますので、この人々の平均年齢はわりと若い人々でございますので、ついできん

やそういうことはあるまいと半ば疑いつつ半ば信じつたわけですが、朝日新聞のこの記事に出たから、ああやはりこのうわさがほんとうであつたのだ、こういう印象を受けたわけです。そこで公団の有田理事さんとそれから建設省のほうで事実がなかつたかと言つても、どういふ調査をして事実がなかつたか、これは何といひますか。水かけ論のようですが、どういふ調査をしたのか、これははつきり出しておるのじやありませんか。七日の夕刻官庁街の高速道路入り口ということになるとどこであるかといふことは、おおよそ想定がつく、その当時勤務をしておつたのはだれとだれであるかといふこともこれは想定がつくわけですね。私はこの種のみみっちい汚職が行なわれておりますけれども、これは窃盗だと思つておるわけですね。こういうのは一人ないし三人くらい勤務しておりますわね。一人だけではこういう犯罪はできないです。やはり三人なら三人、その会社の特定の者、もう相当共謀しなければ、一人だけではこれはばれませんわね。これはだから私は考えようによつては不心得な者が一人くらいできんて間違つたことを犯したのではなくて、相当委託会社で慢性的にこういうことが行なわれておつたという一つの裏づけになるんじゃないかと思つたのです。その場合皆さんのほうで、公団なり建設省のほうは調査をして三人を呼んで、こういう事実があつたようだがどうだと言つたら、三人で共謀しておる以上は三人ともこれはノーと言いますよね。その三人がノーと言つたから事実無根だといふ証拠にはならぬと思つた。やはり相当会社全体がそういうように慢性的に悪の意識がなくならない限り、可能性が多量にあるんじゃないかと、こういうふうに考えられるわけです。これはどういふ調査をしましたか、そして確信を持ちましたか。

といったようなことの起こりませんように、組織立てておきたいというものが、公団の平素ずっと考えておる点でありますことは、先ほど申ししたとおりでございます。先生御指摘の事件につきましても、さように新聞記事として収受の不正なんか言われたわけでございますが、これがかりにもし事実でございますれば、その一つでも非常におもしろくないことでございますと同時に、それが御指摘のとおりだれもがあまり知らない慣習の一つであるというように、かりに万一ありますれば、これはもっと重大なことで私どもは考えました。翌日直ちに直営のこれは職員でございますから、これはもう一番のことでございますが、委託会社の責任者を呼びまして、かようなことをいやくも疑われるというだけでも、非常に不名誉なことではないか。自今考えられるだけの措置を講じてもらいたい、厳重に申し渡した次第でございます。それから本件につきましてもただいま申しましたとおり、何しろ某月某日のあるときのことでございますので、私どももいたしましてはその責任者に、最高責任者にこの事実を十分に調査の上公団に報告と同時に、今後一般的に委託業務、公団の何万台という通行車両を今後受けていただくわけでございますので、さような措置を十分にするよう要請いたしましたところ、先ほど冒頭に私が申しましたようにその方の調べた範囲では、本件はさようなふうにある事情がございまして、ちょっと気軽にものを申したのが誤解されたというのが真相であると、こういふことでございまして、私は本件につきましても一応さように了承いたすと同時に、今後の措置につきましていろいろ考えていただきたいと要請しておるわけでございます。措置といたしましては、大体あと引き続き研修を十分にいたすとか、監督を十分にいたしますとか、それから先ほど監理官からお話がございましたようなレジスターと打ち出します受領器とを整備いたしました、制度的にもさういう不正がしようと思ってもできないというふうな状態にいたしたいと思えます。さようなふうな措

置が、責任者からの報告もございましたので、今後の様子を見守りたいと思っておった次第であります。

○委員長(岡三郎君) ちよつと有田さんのいまのことばの中で、気になるのは、気軽に言ったというところで、気軽に言ったというのは平常的に、たいして気にしないで言ったというように、それが常識じゃないのかな。気軽に言ったからそれはたいしたことはないのだということでなくて、気軽に言ったということは、日常茶飯事に言ったことだから、気軽に言ったというふうにとれる、的確な報告をしてもらなければ困る。

○参考人(有田毅君) 私のただいまのことばが足りませんでして、補足させていただきますが、やはり若い徴収員の個人の問題でもございまして、さういふ席でありましてはと思つたのでございまして、その若い徴収員、実はこれは責任者からの報告でございますが、前日ちよつと家庭上のトラブルがありまして、非常にまあむしやくしゃしておたという状態であつたさうでございます。それで勤務いたしておりましたときに、先ほど申し上げましたように、乗りましたタクシーが、百円出してこれで通れるだろう云々ということがあるもので、なんだばかになつていふということを言つて、そのあとがいけなかつたのでございまして、ちよつとさういふことを申ししたと、さういふ事情でございます。

○沢田政治君 お互いに人間であるからむしやくしゃしたときとか何かで、はすみで何か言うとかいうことがあるのですけれども、私はどういふことを言つても人間である以上、たまに度を過ぐることがあると思ひますけれども、ただ言ひ方が違うんです。ぼくはその内容を聞いてるんです。つづけんどもに言つたとか、サービスが悪かつたとか、さういふときは人間である以上は、虫の居るところが悪ければ、意識しないでさういふことばが出るものですけれども、新聞によるとサービスが悪いとか、さういふ態度の問題じゃないのです。夜ならいいけれどもいまはちよつとまづいのだ。これはむしやくしゃと関係ないのです。犯罪と関係あるのです。そしてあとから悪いねと、こ

ういつてゐるでしょう。これは新聞社の憶測記事じゃないのですよ。さういふうわさがあつたのじやなくて、おそろく新聞記者が同行したと思うのです、この書きつぶりを見ると。だからさういふ事実があつたかどうか、どういふサービス態度であつたかというのを聞いてるんじゃないんです。夜ならいいけれどもさういふのは、さういふことはいまはちよつとまづいのだ、やばいのだ、悪いことばでいうと。あとにしてくれ、さういふことを言つてゐるということ。さういふ事実があつたかどうか、サービス態度とか、むしやくしゃして思わざる別のことを、本件に關係ないことを言つたなら、この委員会でも問題にする必要はないのです。この付近はどうも建設省のさっきの答弁も理事の答弁も核心に觸れておりませんよ、そこを調査しなければおかしいんじゃないですか。決して、私は個人を憎むのじやない。公団が損をするだけならいいんです。さういふのを、不正に窃盗のように横領されておつたんじや、償却がおくれるでしよう、そのかわり国民が金を、いつまでも長く出さなければならぬでしよう。国民の被害です。さういふ言ひ方をしてゐるわけ。その点の対策についても、またお聞きしますけれども、そこらの真相關係をもう少し明確にしてくだ、ある特定の勤務員がちよつと疲れておつたとか、さういふことばちよつと答弁にならぬと思ふのだな、局長、どうですか。

○政府委員(竹内藤男君) 先ほど有田理事並びに監理官から調査の報告をいたしましたけれども、なおこのようないことが、先生おっしゃいますように、実際にあつたのではないかとさういふに思はれていて問題でございますので、さらにいろいろな方法を使いまして、実際にさういふことがあつたかどうかという調査を公団にやつてもらふように、私どものほうから指示いたしました、さういふふうに考えております。

○沢田政治君 それは、この予防方法ですが、予防方法も、いままでは領収券をもらいますね、百五十円出してね。その前に何かチェックする。何かばんと押して券を持って、それを取りかえてまた百五十円。どんなことをしても、そこにおる人間がみんな共謀して道義感がなければとめようがないのですよ、人間がやるのですからね。それをもう目こぼしてしまふばい。第一の関門、第二の関門、目こぼしてしまふばい。それから、ちよつと○何秒か手数がかかるだけで同じ結果なんです。どだい税金にひとしいやうなこの金を委託会社にやらせるといふ、大体そのものが私は間違つてゐると思ふのです。やっぱこれを根本的に直すといふことになる、公団が直営で、はつきり何といふか、立場もはつきりした、責任もはつきりした公団が直接やるべきじゃないかと思ふのですけれども、これはどうですか。なぜこれは委託会社にやらせなくちゃならぬのですか。委託会社だから人員が少なくて済む、公団だから多くかかるというわけじやないでしよう。かかる経費は同じでしよう。もちろん委託会社の場合、これはまあ低賃金で使ふのとさういふことにもなるかも知れぬけれども、やはり公団としてやらなければ、いつまでもたつても委託会社にやらせていたんじや……二十九カ所ですね、箇所にしては。四つの委託団体ですね、これを廃止したらどうですか。

○参考人(有田毅君) ただいま先生御指摘の点でございますが、これを沿革的に御参考に申し上げますと、当初公団発足いたしましたときに、この料金徴収という仕事が発生するといふ見込みが立ちました。考え方がやはり二つございまして、すべて委託のほうがいいのではないかとさういふ考え方、直営でしたほうがいいのではないかとさういふ二つの考え方がございました。私当初から公団に在職いたしておつたわけではございませんが、非常に議論を合つた結果、まず第一、直営で発足したと聞いております。その後公団といたしましては、実は単に料金徴収という仕事だけでございま

せんで、あとの維持管理に伴いますいろいろな種類の業務が発生してまいりましたが、方針としては、民間事業、民間の人々に適当な仕事は、できるだけそちらに渡すというのがいいんではないかという一つの方針を持ったわけでございます。この一つの流れに即応いたしまして、その料金徴収という仕事もまたこれをぜひ委託したいという民間業者にもまた相当数ございました関係もあり、公団という非常に大きな政府関係機関がまあございました仕事まで全部直営でなくともいいのじゃないかというような観点もございまして、適当な規模で逐次委託に回してきた次第でございます。当初一、二カ所からだんだんと増したわけでございます。ただいまは先ほど申しましたように、四業者とそれから若干の直営部門というようになっておりまして、私どもとしましては、こういう民間会社に対しては適切な契約関係に基づきまして、その的確な運営を要請いたしますれば、おおむね所期の目的は達せられるし、また現に達しておる、かように考えておる次第でございます。

○沢田政治君 いまのことに対して局長……

○政府委員(竹内藤男君) 公団の業務委託につきましては、公団の行ないます業務のうち、経済性及び能率性の見地から適当であつて、しかも行政目的達成上支障のないものについては、極力民間委託をはかるようにという行政改革の基本方針でございます。そういうような方針のとりまゝで考えました場合に、ただいま有田理事が申されましたように、民間企業にまかせる事業につきましては公団みずからやらないで、これを民間事業にやらすことによって、公団の機構がいたずらに膨張することが防げるという面もございまして、そういう意味におきまして、現在行なつておりますような道路の維持管理の一部、あるいは料金徴収事務の一部について、民間委託させていることを了承している次第でございます。

○委員長(岡三郎君) ちょっと待ってください。

ことはじりをとらえるわけじゃないけれども、こまごまと言ふけれども、この有料道路というものの根本は、料金徴収ということがやっぱり一つの大きな柱じゃないですか。バスでも、私鉄でも、国鉄でも、料金を取るところが、民間に委託しているというところが問題だと思ふんです。こまごまじゃなくて、これは経営している場合の根幹じゃないですか。料金がどういふうに的確に入るか、そこが民間にやられて、そこが辺がいいかげんに、ルーズにされていくというところになつたら、これは根本が間違つていくと思ふのですが、それをいま言ったように、民間民間と申して、肝心なところがロスが出てしまつていくというところになるのじゃないですか。この点について、民間というのとはどんな団体なんですか。民間、それを説明してください。

○参考人(有田毅君) ただいま都内線におきましては、日本ハイウェイ株式会社、東京ハイウェイ株式会社、トッペイ産業株式会社、この三社でございます。羽根線につきましては、首都高速ハイウェイ株式会社、一社でございます。合計四社がたゞいま受託いたしております。

○委員長(岡三郎君) ちょっと、その会社の名前だけじゃなくて内容的にその会社の全重役の名前とか、従業員の数とか、会社のいわゆる経理内容とか、そういったものを資料として出してください。

○参考人(有田毅君) 承知いたしました。

○沢田政治君 いま委員長が資料を求められましたが、そのとおりで、その際に、会社の幹部にどういふ方がなつておるか。まあ建設省が、どうしてもそういう会社をつくらなくちゃならぬ縁故があつたのかどうかということも、間接的には関係がありますから、前職としては何をやっておつたのか、やっぱりそこまではつきりなくちゃ非常に不明朗なものであると思ふのです。その点もつけ加えておきたいと思ふんです。

それで、局長、まあこまごまという表現が適切かどうかわかりませんが、委員長が指摘し

たように、料金回収というのは、これは大事業、前提問題ですよ。こまごまじゃないですよ。工事や公団がだれに請け負わしたかということ、これはこまごまになるかどうかかわかりませんが、これはまああり得るけれども、料金を取つて償却しなくちゃならぬでしょう、これは。これはやっぱり一番大きい事業なんですよ。それをこまごました事業だから民間にやらすのが適切だと思ふなどというの、おかしいですよ。問題が起こればいいけれども、その結果、問題が起こればいいでしょう。問題が起こればいい。だから、いまこれを問題にしているでしょう。その場合に、こまごましたことは民間にやらせるのが適当だということ、この場で現実に起きている問題に対する答弁としては、私は無責任だと思ふのですよ。これは考え直す必要がありませんか。

○政府委員(竹内藤男君) こまごまとしたと申し上げたわけじゃないんですが、問題は、徴収を委託した場合に、徴収が完全に行なわれるかどうかというチェック・システムのほうに、むしろあるのではないかと。徴収自体を、確かにおつしやるように、公団はそれで回収するわけでございすけれども、それだからといって、徴収自体を委託に付しちゃいかぬということにはならないのじゃないか。私どもとしては、事実を調査いたしました。と同時に、その対応策を考えて、チェック・システムを確立させていきたい。したがいまして、徴収事務自体を委託することは、徴収事務自体はまあ単純業務と申しますか、単純な業務でございますので、それをいかにしてチェック・システムによつて完全に回収するかということが問題だと思ひます。その点は確かにおつしやるとおりでございす。そのために委託業務自体を、徴収することについて委託すること自体がおかしいのだということにはならないのじゃないかというふうに考えます。

○沢田政治君 この電気使用料とか、たとえばNHKの受信料ね、ああいうようにメーターではつきり誤差がなくてわかる、どこそこでテレビを、こう何というか、視聴しておるというのがわかる、そういう場合なら、これは単純ですわね。ところが、この場合には車両感知機ですか、何かあつても誤差があるというのを言っているでしよう。まだ自信を持ってない。そうなる、勢い人間の目でその車を目認して料金を取らなくちゃならぬですよ。しかも、そういうものはこれは税金なんですよ。それを民間に委託するというのはおかしいと思ふのですよ。しかも、チェック・システムを確立するというのはのだけれども、機械そのものがまた自信持てない、誤差があると、こういうことを言われているでしよう、どういふ方法でやりますか。かりに車両感知機が完全に正確だという自信がついた場合でも、無料の車両も通るでしよう。救急車、パトカー、消防車ね、そういうものも通る。したがつて、これはもう何というか、誤差じゃないですね。正確だけれども、料金を取らない無料の車も通る。どういふことでこれは一〇〇%の完全を期せまうか。特にこの際お聞きしておきたいのはその点と、たとえばパトカーならパトカーですね、まあかりに一〇〇%感知機が正しいとして、その場合パトカーでも救急車でも緊急ですからね、消防車でも、そのときはそのまま通過したとしても、あとで報告したらどうですか。何ヶゲートをも何時何分に通過したらと、三日の後でも四日の後でもいいのだからね。そうすると、この無料車両を感知機が記録したものの誤差というものは、ああいう意味で誤差が出たのだなということもわかるでしよう。そういうことをいままでやっておらないのか、今後やる気があるのかどうかですね、それをお聞きしたいと思ふ。

○説明員(角田正経君) 沢田先生のおことばでございますが、先ほど私が誤差がある申し上げましたのは、ごくわずかの誤差でございますが、特に御指摘ございましたように、無料車の通行台数とその誤差の中に大きく入ってくるわけでございす。で、大体日にいたしまして約二千台程度かと

いままでの経験からいつて承知しておりますが、そのうち警視庁の一般のパトカー等につきましては、警視庁で発行いたします証明書を持って通過してもらふようになっておりますが、いま先生が御指摘ございましたような救急車あるいは消防車等につきましては、そのまゝ実に通つてしまつております。そこで警視庁から発行するものということになりますと、なかなかむずかしい点もございまして、署長の発行するもので、できるだけその証明をはつきり——私どものほうとしては誤差をはつきりすればいいわけでございますから、それを発行してもらふ。それから場合にによりましては、先生からいま御指摘ございましたように、あとで報告していただくというふうなことで、いま警視庁等とも話し合ひを進めておるわけでございまして、そういう点からも誤差を詰めて、いろいろな機械から出ました数字と実際の料金収入との誤差を詰めるというふうなことはいたすつもりでございます。なお公団のほうにはそういうふうな指示を与えてございます。

○宮崎正義君 閣下。さつき局長がチェック・システムの確立ということをおっしゃいましたけれども、欧米、特にアメリカあたりの——ケンタッキーあたりと思ひましたけれども、有料道路あたりは自動式になっております。人間だれもおきません。自動式になっておきまして、その地点に来ると金さえはいればシャッターというか、遮断機が上がるようになっております。そういうふうなことを考えあわせながらやっていくような考えがあるのかどうか、チェック・システムを確立していくという点について、そういうふうな点と、もう一つは、さつき沢田委員が質問されておりましたけれども、私も夜おそく通りましたときには、検問のところ人がいなかったという事例がある。こういう点について二点伺つておきたいと思ひます。

○参考人(有田毅君) ただいまの自動機械についてお答えをいたしたいと思います。

その前に、先ほど私こまごまと申しました措辭、妥当でございませんで、取り消させていただきますと思ひます。

ただいま先生御指摘の自動徴収機の件でございますが、これもわれわれといたしましてはいつまでも人海戦術で、人間の手に領収券を取るといふことは、どうも時代おくれではないかという考えを持ちまして、数年來実は検討いたしてきております。この機械に二種類あるようでございまして、一つは物理的にバーのおりる式でございまして、閉塞いたしておきまして、料金を投入いたしますと、そのバーが開くという式でございまして、もう一つは単に赤いランプ、青いランプの式でございまして平素は赤ランプ、これに對しまして料金を投入いたしました作動が十分でありますればこれが青になつて通行できる。こういう二つの式があるようでございまして。国産のもございしますが、輸入したのもございまして。それぞれ一台ずつぐらいは数年來試験的に使用したことがございまして。ただ非常に残念ながら高速道路、日本の高速道路と申しますのは天候にかげんがありますのと、もう一つはじんあい、そういうものの、それから雨、そういうものの非常に障害がございましてまた硬貨を使ひますがいろいろな種類の硬貨を使用できるといふためにはかなりの程度精巧な機械になつておきまして、これが現場におきまして試験いたしたとしても、震動でございまして、雨つゆそれからごみ等でも実用に供するにいま一歩十分でない、かようなことになりまして、ただいまの段階でははなはだ残念でございしますが、まだ実用の域に達していません。しかしながら、いつまでもそのような人手にたよるといふことも非常に残念でございまして、国内のかようなメーカーございまして、いいのがございすれば試験いたしたり、検査いたした上で、なるべく早く実用に供せようと思ひますが、ただいまではいまだに人力でやらざるを得ないという状況でございまして。

○宮崎正義君 いま二とおりとおっしゃいましたけれども、二とおり併用したのを私は知つてゐるわけですね。赤ランプつきのを知つております。併用してございまして、金が足りないときとシンチャラシンチャラと鳴るのです。そのために一セントでも少なかったらシンチャラシンチャラとすごい音がするのです。そういう実験もやつてきたことであるすし、こういう点も私は日本のこれからのハイウェイをつくつていく以上、当然初めから研究され、措置されていくのが自然じゃないかと思ふんです。こういう点からも、もう一歩研究を深めていくべきだと、こまごま思ふわけです。

○参考人(有田毅君) 朝の八時から夜の八時までの配置人員をはりつける、夜八時から翌朝八時まではりつける仕組みになっております。公団の勤務状態とはほぼ同様でございまして。

○高山恒雄君 これは公団も委託したのも一緒にですね、勤務は、そうですね。勤務状態は同一でしょう。

○参考人(有田毅君) はい。

○高山恒雄君 そこで局長、聞きたいのですがね、一体委託にして何の得があるのか、得策というのを教えてください。委託はどういう利益があるのか、公団として委託にした場合どういふ差が、賃金を安く使うということですか。それよりまだ何かほかにあるのか。

○参考人(有田毅君) 原則的には三十七カ所の徴収所すべて二十四時間勤務と申しますが、二十四時間必ずあけておきまして、先生御指摘のようなことはめつたにないはずでございまして。(笑聲)三十七カ所のうち、先ほど申しましたように、出先の中央管理局周辺の八カ所が実は私どもの直営の職員で徴収いたしておりますので、まあ一般職員の、ほかの方面の問題から、ある場合には若干の間、かような徴収業務が停止いたすことがございしますが、これも実は公団といたしましては、非常に貴重な収入に關することでございますので、一部の者が代替いたしましてできるだけ徴収いたすようにしておりますが、さような交代時間等のズレとかあるいは代替すべき他の公団職員の数がちよつと足りませんような場合、そういう時間に限りますして、御指摘のようなことがあつたかと思ひます。

○高山恒雄君 私はそこでお聞きしたいのですが、資料の問題、委員長から請求がございましたが、先ほどあなたはこの報告の中にも非常に激務だと言つておられる。そうして激務の場合、その五十円足らなかつたというふうな報告しておられるのですが、一体公団でやる場合は何人で監督しておられるのか。それから委託をした場合は、会社はずつと三人で二十四時間勤務なのか、公団がやる場合は三交代なのか二交代なのか、したがつてそうなるのと三組の交代でいくということが必要になるかと思ひますね、八時間勤務でいけば、一体、公団と委託したのとの労働条件というものは、どういふふうになっておるのか、それを一べん聞かせてほしいと思ふ。

○参考人(有田毅君) 朝の八時から夜の八時までの配置人員をはりつける、夜八時から翌朝八時までの配置人員をそれぞれ徴収所につきまして、はりつける仕組みになっております。公団の勤務状態とはほぼ同様でございまして。

○高山恒雄君 これは公団も委託したのも一緒にですね、勤務は、そうですね。勤務状態は同一でしょう。

○参考人(有田毅君) はい。

○高山恒雄君 そこで局長、聞きたいのですがね、一体委託にして何の得があるのか、得策というのを教えてください。委託はどういう利益があるのか、公団として委託にした場合どういふ差が、賃金を安く使うということですか。それよりまだ何かほかにあるのか。

○政府委員(竹内藤男君) 委託にした場合でも委託料を払うわけでございますし、直営の場合には人件費がかかるということでございますので、経済的にどちらが得ということはないと思ひますが、ただ公団のほとんど管理業務がふえてまいりますと、その管理業務のふえたのに應じて人員をふやしていかなければならぬ、こういう問題がございまして。私どもといたしましては、できる限り公団自体の人員の膨張は押えていくという気持ちはございまして。経済的にはそう変わりはないと思ひます。

○高山恒雄君 経済的には何にも変わるものはないということになれば、委託賃金を出すだけでは結局そこに働いてゐる人は三人だということですが、委託会社がやる限りにおいては同じ勤務時間でしよう。そうするとこれは割り増し賃金が必要

ますね。公団でやっておれば、八時間でしよう、勤務は。八時間制といったら二十四時間でしょう。そういう点の何かに穴があるために悪いことをする機構になっておるんじゃないか、という感を深くするわけです、私は。私は先ほど会社がどういう会社なのかというのを聞いたのがそれだった。あまり利得の関係がございませぬ、経済的な問題ではないというなら、やはり公団で公団自体が特殊につくってやるという方法もありましようと思ふわけです。どういふところにそういう問題があるのか。

○政府委員(竹内藤男君) 委託契約のあるいは委託料の積算の内訳については私ちょっといま、有田さんのほうからお答えいただきたいと思ひます。

○参考人(有田毅君) 私どものほうが当該会社と契約をいたします際には、徴収人員の人事費といましては基本給が二万二千六百二十六円、その他超勤手当、深夜手当、徴収手当、通勤手当等合計いたしまして二万九千五百二十一円、こういう月額で積算して契約いたしております。ほかに約年間十萬円の賞与を出しております。

○柳田桃太郎君 念のため伺ひたいんですが、この徴収委託の会計法上の根拠は、どういう根拠で現金を一般会社に扱ふことができるのかどうか、会計法上の根拠はどういふことなんでしょうか。

○参考人(有田毅君) 公団と委託会社との間の契約内容といまして自動車通行料金を収受するということが第一の項目になっております。それからあとそのほか若干の項目等合わせて契約いたしております。会計法上の根拠とおっしゃいますか。

○柳田桃太郎君 国庫金じゃないですか。

○参考人(有田毅君) 会社と公団との民間契約、私契約であります。

○坂田政治君 十二時間勤務でしかも二交代ということになる、労働基準法では実働八時間、拘束九時間、ただししき抜け道としては監視断続作

業、一時間に一回ぐらい通行する踏み切り番等が、こういう特例が認められておるわけです。その場合でも労働者の意見を付さなければならぬといふことになっておるわけです。この観点からいって、しかも一分間に五台も六台も、夜でもやはり一分間に一台ぐらい走りまわす。こうなると労働基準法上これは許可になるのですか、こういう勤務状態。賃金が安いというの、労働賃金は、これは契約ですから、安いとか高いとかという法律的にこれは問題になりません。これは政治的な意味でいろいろ問題がありますけれども、これはどうなりますか。十二時間、常態としてそれをやっていると、二交代で、これは基準法違反ですね。

○参考人(有田毅君) お答え申し上げます。先ほど先生の御指摘で、お答え申し上げましたのは、多少不正確でございます。

お答え申し上げます。配置人員をかようなふうにしてもらいたいという人数でございまして、これに基づき勤務はもちろん一人につきまして八時間でございます。それでこの範囲で八時間勤務である徴収人員を運用をしまして、先ほど私が申し上げました徴収所に何名置いてもらいたい、こういう公団側の要求をいたしましてこれに応じた人数を立てる、こういう仕組みでございます。もう一度申し上げます、公団といたしましては徴収所に要請がございまして、徴収所が一つしかない、ボックスが一つしかないところ、五つ六つございまして集合徴収所とございまして、そういったところは常時立っておりまして人の数が多くなくてはいけませんので、その要望を契約書に書きまして、それに対して会社の方では一人八時間勤務するたまための徴収員は適当に、これは会社の労働管理のやり方でございまして、いろいろな交代時間及び休日あけその他いろいろ労働基準法に定められております、かつ許されおります労働配置をくふういたしましてこの公団の契約、要請に應ずる、こういうことでありまして、一人の勤務者はあくまでも八時間でござい

す。

○高山恒雄君 そうすると組があるわけですね。私はそれを聞いたのですよ。三組一交代ずつかわっていくのか連続にやるのかどっちかというのを聞いていまわかったのですが、一人の勤務時間というのは八時間ですね。そうですね。そうすると、あの交代した人はそのまま帰ってしまうのですか、何か宿直室に寝ているのですか、それはどうなっておりますか。

○参考人(有田毅君) 原則的に申しまして、金銭を取り扱う仕事でございまして、必ず二人以上の組にいたしております。複数にいたしております。それからたまたま深夜間等は通行車両が非常に少ないわけでございますので、ボックスの中に入っていることはございまして、実際一人のにはなっております。一人で立っているように見えることはございまして。要するに二人以上の組でございまして、それで勤務、二人とも同じ出入りでございます。その間継ぎ目ができますので、ダブらせておきます。それで次の組のものが来る間、なにがしかダブる、そういう非常にこまかいふうを、各会社なりに場所によってやっております。一貫いたしまして公団が要望しております常時何人という徴収員の数は、そこで働いているわけでございます。

○高山恒雄君 そんなことを聞いているのじゃないですよ、私は。三人で二人ずつ組んでやるんですよ。三人の人がおつて二人ずつ組んでやるんですよ。三人の人がおつて二人ずつ組んでやるんですよ。それはやはりそこに寝ているのかどうか。いわゆるそれは寝ておれば拘束時間なんですよ、基準法上という拘束時間なんです。自分のところへ帰らない限り拘束時間なんです。あなた、そこへ寝ておれということとは拘束時間なんですか。そういう勤務なのかどうかというのを聞きたいことが一つ、それからもう一つは二万九千五百二十一円というの、これは公団がやらせてもこういう賃金ですか。私はなぜこれをしつこく聞か申上げますと、あまりにも低賃金で、経済的な関係はあまりないところおっしゃるけれど

ども、局長は。安くすれば悪いことをしますよ、これは。しやすいくところですよ。したがって労働条件から改革をしなければこの問題は解決つかぬような問題ではないかというところに、私もいろいろ考えるものから、それで聞いていたわけであつて、公団がこれで適切だといふような考え方でおられることは、それはやむを得ない私は思っております。しかし今日十五歳の初任給でも二万二千元ですよ。二万二千元は十五歳の初任給ですよ。しかも三十五、六歳の者、あるいは二十七、八歳の人もおられるかもしれない。平均年齢というの、少なくとも三十七、八歳です。こんな人が二万九千なんぼで下請に使われて、満足な仕事ができると思わないですね、いかにそれを信用しようと思つても。したがって、そういう面から悪いことが出てくる。したがって新聞に出たのは一角の悪事ではないか、もっと長くやっておったんじゃないか、ということを疑つてもしかたがないんじゃないか、ということすら感ずるんですよ。こういうことどうですか。

○参考人(有田毅君) 御指摘の拘束時間は、もちろん休憩時間を除いて勤務時間に算入いたします。料金所におりますのは三人組という、そういうルールでございまして、二人ないしは四人というふうになっております。

○高山恒雄君 あなた、さっき三人ずつ配置しておると、こういうふうにおつておられた。ボックスの中には二人しかいないでしょう。それはどっちなんですか。ボックスの中に二人しかいないという勤務状態は、したがってもう一人の人は八時間の拘束されてどつか休憩所におられるのですか、こう聞いておるのです。——わからなければあとで資料出してください。かまいません。そういうことが大きな問題じゃなくて、労働条件の問題です。

○参考人(有田毅君) 先ほどの基本給の点でございまして、これは私どもの直営の職員といましては、大体四号俸から五号俸に該当いたしております。

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

本件についての調査は、本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後一時二分散会

四月十一日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願(第三三三二号)(第三三三三号)(第三三三四号)(第三三三五号)(第三三三六号)(第三三三九号)(第三三九〇号)(第三三九一号)(第三三九二号)(第三三九三号)(第三三九四号)(第三三九五号)(第三四一六号)(第三四一七号)(第三四一八号)(第三四二四号)(第三四二五号)(第三四二六号)(第三四二七号)(第三四二八号)(第三四二九号)(第三四三〇号)(第三四三二号)(第三四三三号)(第三四三三三号)(第三四三四号)(第三四三五号)(第三四三六号)(第三四三七号)(第三四三八号)(第三四三九号)(第三四四〇号)(第三四四一四号)(第三四四二四号)(第三四四三三号)(第三四四四三号)(第三四四七四号)(第三四四七五号)(第三四四七六号)(第三四四七七号)(第三四四七八号)(第三四四七九号)(第三四四八〇号)(第三四四八五号)(第三四四八六号)(第三四四八七号)(第三四四八八号)(第三四四八九号)(第三四四九〇号)(第三四四九一号)(第三四四九二号)

一、建設業法改正反対に関する請願(第二四八一号)

一、都市再開発法案及び建設基準法改正反対に関する請願(第二六三六号)

願

請願者 福井市花堂町福井県自転車道建設促進協議会内 竹内武外百七十九

名

紹介議員 高橋 衛君

国民にとつて最も軽便な交通手段として、ひろく利用されている自転車の安全走行を確保して、自転車乗用者の交通事故を防ぐとともに、一般道路の交通効率を高め、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達を促すために、「自転車道の整備等に関する法律案」が今国会に提出される由であるから、ぜひとも本法案の成立を図りたい。

理 由

一、内外の交通専門家の意見によれば、交通事故の根本原因の一は、高速車と低速車が同一道路を混合して通行するところにあると言われているが、低速車である自転車を、高速の自動車と分離通行させることができれば、数多い自転車乗用者の安全を保ち、従つて交通事故の有力な対策となる。

一、高速車と低速車を分離通行させることは、道路の交通効率を大いに向上させ、道路機能の向上によつてわが国の産業振興のために直接的な利益をもたらす。

三、欧米諸国における自転車専用道路のすばらしい発展を見聞するにつけても、観光地、景勝地等の道路網の整備にあつては、国民が健康で文化的な生活を楽しむために、自転車専用道路の設置が強く要望される。とくに、次代をになう青少年対策の一環として、この自転車専用道路の設置は大そう望ましい施設である。

第二三三三三号 昭和四十四年三月三十一日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福井県鯖江市上河端町 荻野治外
二百名
紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三二四号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 大分県東国東郡国東町鶴川 安武 儀三郎外九十九名

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三二五号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 大分市鶴崎出町大分県自転車道建設促進協議会内 安部亀万外八十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三二六号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 山形県酒田市本町五ノ二 本間 正一外二十名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三二七号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 千葉県市原市八幡九九〇 石井清 八外四百名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三二八号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 群馬県原市八幡九九〇 石井清 八外四百名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三二九号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 岡山県津山市伏見町二〇 関定一

外七百九十九名
紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三九一号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡増穂町長沢一、〇 一四 折居一雄外百七十二名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三九二号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 熊本市新町五熊本県庁内熊本県自転車道建設促進協議会内 河津 寅雄外八百九十九名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三九三号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 富山県曲輪二ノ二四富山県自転車道建設促進協議会内 藤井 磯外百十九名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三九四号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市城東町三ノ一八ノ一 九 都木義男外四百三十九名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二三三九五号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市城東町三ノ一八ノ一 九 都木義男外四百三十九名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願(四通)

請願者 札幌市南三条西五丁目 村井政治

紹介議員 河内 陽一君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四一六号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 香川県高松市福岡町二ノ四ノ二

○香川県自転車道建設促進協議会内 福田政雄外五百五十九名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四一七号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 香川県丸亀市田村町一、六〇二

石原国男外千二百五十九名

紹介議員 玉置 猛夫君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四一八号 昭和四十四年三月三十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 名古屋市中川区運河通四ノ一 岩

間巳之一外千四百五十九名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四二四号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福島県東白川郡棚倉町古町八四

渡辺貞歴外四百四十五名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四二五号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 愛知県春日井市島居松町八ノ二

梶田和夫外千六百三十九名

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四二六号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 北九州市八幡区東通町八丁目 二

宮正行外八百五十九名

紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四二七号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡大泉町上小泉二、三

三四 黒須一行外六百名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四二八号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願(二通)

請願者 高知市本町一ノ五五 市原芳郎外

千二百五十八名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四二九号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 徳島県那賀郡羽ノ浦町 阿部年男

外七百九十九名

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三〇号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福島県河沼郡会津坂下町光明寺東

三、九五四 酒井榮外四百四十三

名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三一号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 名古屋市中千種区千種通二丁目 伊

藤茂外千五百九十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三二号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 北海道網走市南一東二 本城誠外

七百九十九名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三三号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 静岡県浜松市砂山町二四二 安川

正雄外千五百三名

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三四号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 岐阜県大垣市郭町三丁目 河野政

子外千四百十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三五号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 奈良県橿原市八木町 好川宗一外

三百二名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三六号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 岩手県岩手郡岩手町愛宕下 瀬川

吉太郎外四百四十名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三七号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 熊本市春日町二ノ一ノ一三 富

田政義外千八百八十九名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三八号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 岐阜県大垣市郭町三丁目 河野政

子外千四百十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四三九号 昭和四十四年四月一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 岐阜県大垣市郭町三丁目 河野政

子外千四百十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

願 請願者 静岡県浜松市曳馬町六一七ノ一

紹介議員 岡本智次外千三百四十名
栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四四〇号 昭和四十四年四月一日受理

願 請願者 香川県善通寺市上吉田町 横田耕
造外千二百十八名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四四一号 昭和四十四年四月一日受理

願 請願者 香川県丸亀市富屋町 石原幸男外
七百九十名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四四二号 昭和四十四年四月一日受理

願 請願者 熊本市練兵町四〇 井上常八外九
百二十名

紹介議員 内田 芳郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四四三号 昭和四十四年四月一日受理

願 請願者 徳島市一宮町西丁一五四 坂井積
外千四百七十名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四七四号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 愛知県瀬戸市末広町一ノ四 竹内
正雄外千四百八十名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四七五号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 静岡県榛原郡相良町一五五ノ四
鈴木勝次外千五百八十名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四七六号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願(五通)

請願者 和歌山市納定三五 岩本福次郎外
五千九百五十名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四七七号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 千葉県旭市ロ七〇二 渡辺耕作外
三百九十六名

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四七八号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 群馬県前橋市日吉町二ノ六ノ一一
塚田喜代次外二十名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四七九号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願(二通)

請願者 滋賀県坂田郡米原町字米原二五八
井上久平外千二百六十五名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二四八〇号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 愛知県刈谷市寺横町一ノ一五 藤
田良三外千六百名

紹介議員 柴田 榮君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二六〇五号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 山形県東置賜郡川西町上小松三、
九四六 黒沢洋作外十九名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二六〇六号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 神奈川県小田原市栢山二、六四八
ノ一 片山文次外七百七十九名

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二六〇七号 昭和四十四年四月一日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 愛知県一宮市本町通八ノ二三 浅
野利雄外千六百四十名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二六二三号 昭和四十四年四月二日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 香川県丸亀市田村町一、六〇二
石原市子外五百十九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二六二四号 昭和四十四年四月二日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 岡山市田町二ノ一〇ノ一五 平井
全外七百九十九名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二六二五号 昭和四十四年四月二日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 神戸市長田区本庄町七ノ四三ツ星
ベルトK区青雲寮内 寺松美津利
外千二百八十名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二六二六号 昭和四十四年四月二日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 札幌市北七条西四丁目 有田信秀
外五百二十名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二三三二号と同じである。

第二七八五号 昭和四十四年四月二日受理

願 自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請
願

請願者 東京都三鷹市野崎二九七 吉野勲

外九百二十名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二七八六号 昭和四十四年四月二日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願
請願者 千葉県館山市北条二、一一九 佐藤竹次郎外三百七十九名
紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二七八七号 昭和四十四年四月二日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願
請願者 岩手県盛岡市駅前通一五ノ八 佐々木吉美外千四十八名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二七八八号 昭和四十四年四月二日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、九九六 中島繁三外二百二十名
紹介議員 廣瀬 久忠君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二七八九号 昭和四十四年四月二日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願
請願者 福岡県宗像郡宗像町東郷 吉田恒利外九百名
紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二八三八号 昭和四十四年四月三日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願
請願者 徳島県阿南市吉井町原九 服部信男外三百四十名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二八三九号 昭和四十四年四月三日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願
請願者 山口県下関市勝山秋根 竹村貢外六百八十名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二八四〇号 昭和四十四年四月三日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願
請願者 岩手県紫波郡矢巾町又兵衛新田四ノ八九 吉田静三外千四百十名
紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二八四一号 昭和四十四年四月三日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願
請願者 京都市中京区御前通丸太町東入ル 福井三郎外千九百五十二名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二八四二号 昭和四十四年四月三日受理
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願
請願者 名古屋市中区丸ノ内二ノ一九ノ一 堀井常吉外千六百二十名
紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第二四八一号 昭和四十四年四月一日受理
建設業法改正反対に関する請願
請願者 東京都府中市清水が丘二ノ一一ノ一 田中亀之助外二十六名
紹介議員 春日 正一君
建設業の登録を許可制にすることを中心とする建設業法改正案は、一人親方、小零細業者の営業権を奪う結果となるので反対であるから、左記事項を実現するよう図りたい。

一、職別規制を行なつたり、必要以上に現場主任技術者の設置を義務づけられないようにすること。
二、従来どおり登録制とし、一件の工事金額（現行五十万円）を少なくとも三百万円までは登録を要しないよう政令を改めること。
三、下請業者への元請業者の圧迫の排除措置をとること。
四、建設労働者の労働条件（雇用安定、賃金、社会保障、技術及び技能訓練）の抜本的改善を図ること。

第二六三六号 昭和四十四年四月二日受理
都市再開発法案及び建築基準法改正反対に関する請願
請願者 東京都府中市白糸台四ノ三二ノ一 渡部慶子外二十五名
紹介議員 春日 正一君
政府は、都市再開発法の制定、建築基準法の改正を強行しようとしているが、これによつて大きな利益を受けるのは大資本だけであり、労働者、勤労市民、中小零細業者などの生活はおびやかされ、私たち建設労働者、職人も仕事と生活を奪われることになるから、都市再開発法の制定並びに建築基準法の改正に断固反対されたい。なお、建築基準法については、左記の改正措置を即時実現されたい。

一、現行法の住居専用地域を低層住居専用に改め、容積率をとらず、建ぺい率の最低限度を六割とし、北側斜線制限は設けないこと。
二、高層ビル、特殊建築物、プレハブ建築などの防災、衛生基準を強化し、これらの建築物の定期検査基準、維持管理責任を明確にすること。

理由
住宅難、通勤難、交通地獄と公害の増大など、私たちをとりまく都市環境はますます悪化の一途をたどつてゐる。これは政府の高度経済成長政策によつて、産業と人口が大都市圏へ集中し、産業道路や工場用地の埋立工事などには国や地方公共団体の金を惜しげもなく使つて、都市住民の生活環境改善をすこしもかえりみなかった結果である。政府は、いまこれをとらえて緑と太陽の都市づくりと称して、第五十八回国会で都市計画法を成立させ、さらに今国会で前記の改悪強行を企図している。